

令和2年第2回嬉野市議会定例会会議録

| | | | | | | |
|-----------------------------|----------|--------------------|----|----------|-------------|----|
| 招 集 年 月 日 | 令和2年6月5日 | | | | | |
| 招 集 場 所 | 嬉野市議会議場 | | | | | |
| 開 閉 会 日 時 及 び 宣 告 | 開議 | 令和2年6月12日 午前10時00分 | | | 議 長 田 中 政 司 | |
| | 散会 | 令和2年6月12日 午後4時47分 | | | 議 長 田 中 政 司 | |
| 応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 |
| | 1番 | 山 口 卓 也 | 出 | 9番 | 森 田 明 彦 | 出 |
| | 2番 | 諸 上 栄 大 | 出 | 10番 | 辻 浩 一 | 出 |
| | 3番 | 諸 井 義 人 | 出 | 11番 | 山 口 忠 孝 | 出 |
| | 4番 | 山 口 虎 太 郎 | 出 | 12番 | 山 下 芳 郎 | 出 |
| | 5番 | 宮 崎 一 徳 | 出 | 13番 | 山 口 政 人 | 出 |
| | 6番 | 宮 崎 良 平 | 出 | 14番 | 芦 塚 典 子 | 出 |
| | 7番 | 川 内 聖 二 | 出 | 15番 | 梶 原 睦 也 | 出 |
| | 8番 | 増 田 朝 子 | 出 | 16番 | 田 中 政 司 | 出 |

| | | | | |
|---|-------------------------|--------|-------------|---------|
| 地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名 | 市長 | 村上 大 祐 | 新幹線・まちづくり課長 | |
| | 副市長 | 池田 英 信 | 市民課長 | |
| | 教育長 | 杉崎 士 郎 | 健康づくり課長 | |
| | 行政経営部長 | 辻 明 弘 | 子育て未来課長 | 筒井 八重美 |
| | 総合戦略推進部長 | 池田 幸 一 | 文化・スポーツ振興課長 | |
| | 市民福祉部長 | 陣内 清 | 福祉課長 | 大久保 敏 郎 |
| | 産業振興部長 | 早瀬 宏 範 | 農業政策課長 | 井上 章 |
| | 建設部長 | 副島 昌 彦 | 観光商工課長 | 中村 はるみ |
| | 教育部長 | 永江 松 吾 | 建設・農林整備課長 | 馬場 孝 宏 |
| | 会計管理者兼 会計課長 | | 環境下水道課長 | |
| | 総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長 | 太田 長 寿 | 教育総務課長 | 武藤 清 子 |
| | 財政課長 | 山口 貴 行 | 学校教育課長 | 山浦 修 |
| | 税務課長 | 小池 和 彦 | 監査委員事務局長 | |
| | 企画政策課長 | 三根 竹 久 | 農業委員会事務局長 | |
| | 広報・広聴課長 | 井上 元 昭 | 代表監査委員 | |
| 本会議に職務 のため出席した 者の職氏名 | 議会事務局長 | 諸井 和 広 | | |
| | | | | |

令和2年第2回嬉野市議会定例会議事日程

令和2年6月12日（金）

本会議第2日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案質疑
- 議案第41号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて（令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第3号））
 - 議案第42号 専決処分（第5号）の承認を求めることについて（令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第4号））
 - 議案第43号 嬉野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第44号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
 - 議案第45号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について
 - 議案第46号 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 議案第47号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 議案第48号 嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 議案第49号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 - 議案第50号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第51号 嬉野市新市建設計画（まちづくり計画）の変更について
 - 議案第52号 令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）
 - 議案第53号 令和2年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第54号 令和2年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第55号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について

午前10時 開議

○議長（田中政司君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程 1. 議案質疑を行います。

今議会の議案質疑は通告制とします。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることができない旨、規定していますので、御注意をしてください。

それでは、議案第41号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて（令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第3号））についての質疑を行います。

まず、8ページから10ページの歳入について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、11ページから13ページの歳出について質疑を行います。

初めに、歳出11ページの第2款 総務費について質疑を行います。

11ページの1項 総務管理費、17目 特別定額給付金費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。宮崎一徳議員。これは全部一括してよろしいですか。（「一括でいいです」と呼ぶ者あり）

○5番（宮崎一徳君）

これは、さきの合同常任委員会の中で御説明いただいた分で理解をしている分がございませぬけれども、そこと重複するかも分かりませんが、この3点について、まずお尋ねをしたいというふうに思います。

1点目、現在、給付申請数は何件か。また、申請率は幾らか。

2点目、DV等による別居家族への給付は順調になされているのかどうか。また、トラブル等はないのか。

3点目、給付不要の申請率はいかほどか。

この3つをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

まず、申請の件数でございませぬけれども、こちらは給付の件数のベースで申し上げたいと思いますが、本日6月12日支払いまでの予定で、支払いの件数が全部で9,480件、全世帯数が9,879世帯でございませぬので、支払いの申請率が96.0%ということで現在推移しております。

それから、DV等による別居の方への給付に関してなんですけれども、今のところ、まず、DV等による別居をされている家族への給付につきましては、住民登録を嬉野市に行っていない方について、その被害者の方から嬉野市のほうに申請をいただくことによって給付が行えるというものですけれども、現在それに具体的に該当する案件はございませぬ。ただ、ト

ラブル等はないのかということで申しますと、プライバシーに関わることですので若干申し上げにくいところはございますけれども、いわゆるDVに係る特別の支給に該当しないような御相談はあっておりますので、トラブルがあるかないかという、ないわけではないと承知しております。ただ、制度的にちょっといかんともしがたいところもありますので、そこは規定に従って業務を行っているところです。

それから、給付が不要ということでお届けをいただいている方は、2世帯のお二人になります。申請率でいうと0.02%ということになっております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

すみません、大変忙しい中で、こういうふうな申請受付、給付事務を行っていただいております。それで、この給付率が非常に高い。今の時点で96%と。こういうふうな工夫をなさったとかがございましたらお願いいたします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

手続自体は通常の方法にのっとっております、嬉野市の場合は杵藤の電算センターのほうに業務を委託して、支援、協力をいただきながら業務をしております。確かに、おっしゃるとおり、今現在での給付率は高いということで、これは市民の方からの申請が順調に行われたということと、あと、書類不備の数が相当数ございましたので、書類の不備を潰して支払いをするために結構労力をかけておりますので、それで早めの給付ができたのではないかと考えております。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで歳出11ページの第2款、総務費について質疑を終わります。

次に、歳出12ページから13ページまでの第3款、民生費について質疑を行います。

初めに、12ページの2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

それでは、18節、負担金、補助及び交付金について、補助金で、保育環境改善等事業についてお尋ねします。

主要な事業の説明書では2ページになります。

こちらですけれども、合同常任委員会のおきにも説明はいただきましたが、まず、これは5月1日の専決になっております。なかなか消毒液とかマスクの調達に難しい中、今回は各園に50万円ということだと思いますけれども、それです、今の時点で各園が調達できていますかどうかということと、あと、説明のおきには、2万6,000円が前年度分、多分、現物配付ですかね、それがどこから来たのかなというのがありまして、そのことを説明をいただきたいと思ひますし、その2万6,000円で、私が調べている中で、3月に臨時会があったおきのことかなと思ひましたけれども、ちょっとそこも含めて、2万6,000円の根拠というか、出どころというか、そこをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

2万6,000円の部分について、まずお答えさせていただきたいと思ひます。

2万6,000円の部分というのは、市のほうで既に1月十何日以降の、実際この補助の対象になる日にちというのが決まっております。それ以降にマスク等の購入をしておりますので、その分を3月にとても手に入れることができないというのが分かっておりましたので、注文をしても入ってこない。入ってこない分は対象にならないというふうに決まっておりますので、その分からマスクとか消毒液のほうを配布しております。そのうちのマスクの購入代金の一部というものをこの補助のほうから出しているというような状況です。その分については、健康づくり課のほうで購入されたものになりますので、歳入だけを補助金の申請をしまして、うちのほうで受入れをして、実際歳出が出ているのが健康づくり課のほうです、そちらのほうに振り分けているというような状況です。

あと、4月以降の分に関しても、実際、5月1日に専決をいただきましたけれども、大きいほうのマスクはまだ手に入っているんですが、小マスクのほうは確かに手に入らないような状態です。これまでも小マスク、この補助とかに関係なく、うちのほうでストックがあった分等については保育所のほうに配布をしたり、大マスクについても配布をしたりしております。また、県、国等から来た分についても配布をしている状況で、今、手に入らない分について、今急いでというようなところで、手に入らなくて物すごく困っているというような状況ではないというふう聞いております。まだうちのほうから配布したもの等がございますのでというふう聞いています。ただ、発注自体は既にかけています。

今回、5月1日に専決をいただいたことで、マスク以外にも、非接触型の体温計だとか、そういったものも市場のほうには金額のそこまで高くないものが品薄になってきているという現状があったので、園長先生とちょうど何人かお会いしたんですけれども、早く専決をし

ていただいたのでよかったということで声をいただいたりしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

詳しい御答弁ありがとうございます。

その中で、今回ちょっと通告書は出していませんけれども、5月15日付でも利用者支援事業とか地域子育て支援拠点事業なども同じような内容で専決されていますが、国からの通達としては同じ時期ではなかったのでしょうか。何で5月1日と、一緒だったらいつでもよかったんじゃないかなというのは感じるころなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

同じ時期にということですが、うちのほうにこの詳細、こういうのを買っていいですよとか、そういうのが来るんですけれども、それが来た時期が違います。実際、放課後児童クラブとか利用者支援事業だとかの来た時期等でですね。それで、5月1日には間に合っておりません。それで、5月15日に専決をさせていただいたということになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

では、確認なんですけれども、今は大きいマスクは調達できていますけど、小さいマスクはちょっとまだ調達できていないということですが、今の段階では前回の分で間に合っているということで、ちょっと確認をさせていただきます。保育園がですよ、その確認を。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

発注とかもかけられていますので、これからおいおい入ってくるというものもありますので、今のところ大丈夫ということなんですけれども、新聞報道等でも御覧になられているかと思いますが、0、1、2歳児さんはマスクの着用がちょっと危険性もあるというような記事等もございますので、実際おうちのほうからつけてこられる子どもさんたちももちろんいらっしゃいますし、そういったことで間に合っているということで御理解いただけたらと思います。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、13ページの3項、生活保護費、1目、生活保護総務費についての質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、扶助費に関して、住居確保給付金の計上、主要な事業の説明書の4ページですけれども、伺います。

まず、相談及び申請窓口についてはどうなっているのか。

あと、申請から支給決定に関して、具体的な期間等がどのような期間で支給されているのか。

周知に関してはどのようにされているのか。

その3点をまず質問したいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

まず、1番目の相談、申請の窓口について、これは場所がどこなのかという質問だと思いますけれども、市の社会福祉協議会、塩田、嬉野、両方ですけど、その社会福祉協議会にあります生活自立支援センターで対応をしております。

それと、申請から支給決定についてですけれども、まず、社協で受け付けた申請書類を福祉課のほうに送付されまして、福祉課で審査を行い、支給の可否を決定しております。支給決定に要する期間は、こっちに來てから大体2週間ぐらいかけて審査、決定を行っている状況です。決定の通知書については、社協を通じて申請者のほうに送付をしているということで、給付金自体は市のほうから直接、家主さんのほうに振り込むというふうになります。

あと、周知についてですけれども、4月から市のホームページのほうには掲載をしております。

あと、5月になって、制度に関するチラシを班回覧をしております。さらに、今月もまた再度班回覧を行う予定としております。

あとほかには、社協の緊急小口資金の貸付け等を利用されている方にも社協のほうから案内をしてもらったり、あとまた、先日、民生児童委員協議会定例会を久しぶりに開催したわけですけれども、その中でも制度についての説明を行って、民生委員さんにも協力をいただくようお願いをしたところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、この内容で若干教えていただきたいんですけども、現在、ホームページの中で私も内容を確認したんですけども、この住居確保給付金の件ですね。実際見ますと、小学校に関して、嬉野小校区、轟小校区、その他の地区と分かれているようですが、この分は基準額が分かれているということで、今回増額された分に当たって支給をされるわけですけども、それも結局この基準額というのは変わらないということで理解してよろしいものか、そこを1点教えていただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

今、議員がおっしゃられたように、地区によって基準額が違っております。今言われた嬉野小学校区と轟小学校区が特別基準ということで設定をしておりますので、そちらの場合は一人世帯で3万8,000円というのが上限ということになっておりまして、その2地区以外のほかの地区は一般基準で、一人世帯の場合は2万9,000円が月額の上限ということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

ありがとうございました。

先ほど周知に関してお尋ねしたところ、結構幅広く周知のほうを行っていただいておりますけれども、やはり困窮者対策の一環で広めていただくためには、さらなる周知の必要性というのがあると思いますが、その辺に当たって、先ほど課長のほうからも答弁がありましたように、独り暮らし云々もかなりこの部分で住宅確保給付金の対象にもなると思いますので、そういった情報はやはり地域包括支援センター、老人福祉環境分野、この方々も情報を持たれていると思います。ですので、そういったところとも連携して周知の強化を図る考えが必要であるかと思いますが、最後にその辺の考え方を聞いて終わりたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

独り暮らしの高齢者とか、そういった方々についても当然対象になるわけですので、今言

われたように、地域包括支援センターとかと連携をして、できるだけ周知のほうを図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私も同じく住居確保給付金のことでお尋ねします。

まず、主要な事業の説明書4ページにあります事業内容の中で、「法改正により対象となった」という文言がありますけれども、どのような法改正があったのかということをお尋ねします。

それと、②に3,397万7,000円の積算根拠はということをお尋ねしておりますけれども、こちらは合同常任委員会の中で、当初予算としては1件分でしたけれども、149件分ということで説明をいただいています。そして、5月では申請が9件、決定が3件、不採択が2件、調査中が4件ということで伺っています。しかし、この支援の期間がいつまででしょうかという2つ目の質問です。まず、そこをお願いいたします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

まず、どのような法改正かということをございますけれども、合同常任委員会では法改正があったように説明をしていましたけれども、正確には厚生労働省令の改正ということになります。

主な改正点について御説明をいたしますと、これまで65歳未満であった年齢要件というのが撤廃をされましたこと、それと、ハローワークの求職申込みがこれまでは必要だったのですが、これが不要になったというところと、これまで給付の対象が離職、廃業から2年以内の方のみであったのが、休業等により収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況にある方も対象となったというところが主な改正点ということになっております。

積算根拠については……（「それは分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

それは言うちゃらん。（「それは分かりました」と呼ぶ者あり）それは分かったて。

（「あと、支援の期間を」と呼ぶ者あり）期間。

○福祉課長（大久保敏郎君）続

支援の期間については、今年度の事業ということで計上をしておりますので、今年度いっぱい期間になるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

分かりました。期間は、今年度の事業ですから今年度ということですがけれども、積算の中では149件分ということで、その中で、今は申請が9件とありましたけれども、今後、そのような条件の下だったら、結構申請者が増えてくるんじゃないかと思われれます。そういった中で、この申請者が149件を超えた場合とか、そういった場合はどのような対応をされますでしょうか。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

かなり多めに予算は計上しているつもりではおりますけれども、今後、第2波とか第3波が来て申請が増えるということも十分考えられますので、その場合は9月以降の議会で補正とかを計上させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

分かりました。では、もし申請者が増えた場合は、今後検討するという事で答弁いただきました。

その中で、先ほど支援の期間はということでお尋ねしましたけれども、今年度いっぱいの事業ということで、例えば、申請がぎりぎり3月となった場合は、4月以降というか、例えば、支給までに2週間かかるということだったんですけれども、極端に言えば3月末とか、そういった場合の対応はどんなでしょうか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

申請が今年度いっぱいやったらどうかと。市民福祉部長。

○市民福祉部長（陣内 清君）

お答えいたします。

3月に申請があった場合には、引き続き翌年度の分の予算を、当初予算のほうで計上させていただく形で、予算の要求の時期はもっと前になるわけですがけれども、今年の申請の状況に応じて来年度当初予算も確保させていただく形になると考えております。

それと、期間の話ですがけれども、先ほどの答弁の補足になりますが、制度上は最大9か月

間支給できることとなっておりますので、その9か月間の範囲内で、途中、面談とかやりながら、いろんな形でフォローをしていく形になるんですけれども、そういった形で支援をさせていただくような流れになっております。

○議長（田中政司君）

次に、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

大体分かりましたけど、ちょっと今のあれで疑問点が出てきたのが、この制度は今年度限りということでおっしゃいましたけれども、要するに、法改正で以前の分の制度は今回、今年度限りでこれが適用されるのかどうか、まずそこだけ確認したいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

先ほどの答弁は、申し訳ありません、ちょっと訂正をさせていただきたいと思っておりますけれども、住居確保給付金については主要な事業の説明書にも書いてありますとおり、元年度も予算計上させてもらっておりますし、この事業自体はこれからも続くということで、今回は新型コロナウイルスの影響で補正を組ませてもらいましたけれども、来年度以降もこの住居確保給付金については継続して行うということです。申し訳ありません。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりました。ということは、要するに、条件の中で、新型コロナウイルスという部分には別にこだわらなくていいということですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）ということだと思います。

もう一点は、先ほどの限度額の件なんですけれども、嬉野市内でも1万円の差があると。ここら辺については、例えば、今入っている家賃は中心に住んでいるから高いとか、周辺だから安いとかということじゃなくて、それぞれに家賃は違うと思うんですよ。そこら辺の配慮はされなかったのかどうか。これは国からそういう指示があるのかどうか分かりませんが、そこら辺の個人の目線で見るときに、住んでいて家賃を払えなくなった人の家賃というのは、それはその地域によってというよりも、住んでいるところで違うわけですので、何でこういう予算、何というかな、限度額の違いがあるのか、この点を説明していただく分と、もう一つ、先ほど話がありましたように、恐らく今コロナ禍の中で困窮者が相当出てきていると思うんですよ。そういう困窮者の救いの場というのがこの自立支援事業でありますけれども、その自立支援事業の窓口に関して、きちっとそういう今の状況というのを確認

されたのかどうか。現場は少人数の中で本当に混乱されていると思います。もちろん、社協に委託しているわけですので、その委託料の中で回されていくとは思いますが、こういった非常時に対しての対応というのは確認されたのかどうか、この2点について再度お伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

まず、基準が一律でなくて、地区で分けているということでの違いというものについてですけれども、特別基準と一般基準を分けているのは、どうしても住宅事情とかが都市部かどうか、市街地とか、そういったところはほかのところと比べて家賃が高いという状況ですので、そういったことで特別基準というのが生活の補助も設定をされております。そういったことで、制度上そのような設定の仕方となっておりますので、そこら辺は御理解いただきたいというふうに思います。

それとあと、社協の窓口関係の確認をされたかということでございますけれども、実際行って確認とかまではしておりませんが、今のところ数自体は少ないですので、今の体制でされてきているのではないかというふうに思っております。

以上です。（「国で決められたかどうかというのを確認。この住居の、地域の違い」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

制度がということ。（「制度で、その地域の違いを。今、嬉野である分は国がそういうふうに決まっているのか」と呼ぶ者あり）そういう制度になっとっけんという、その制度が、国がどうなのかということ。市民福祉部長。

○市民福祉部長（陣内 清君）

お答えいたします。

生活保護の住居の関係の扶助に関しましては、国のほうが定期的に調査をしながら額の改定というのをやっております。ですので、今後、家賃の相場なんかはまた変わっていけば、適切な時点でそういった改定がなされるというふうに考えております。

それと、先ほどの社協への確認ですけど、私のほうはしょっちゅうさせていただいております。社協のほうでも、現在、緊急小口資金のほうの手続で受付をさせていただいておりますので、その際に必ずこの住居確保給付金に関しましても該当の可能性があればお声がけいただいているような状況です。ですので、かなりその中の該当するような方々は捕捉できているのではないかとはいっているんですけども、引き続きここはいろんな網を広げて、該当するような方がいらっしゃれば適切に申請に結び付くように、私たちも気をかけていきたいと思っております。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

もちろん、さっき部長がおっしゃったように、生活保護の地域の分の金額があるのは私も知っているんですよ。ただ、そこじゃなくて、嬉野市内において、またそういう細分化された地域の格差があるのかどうかというのをちょっと聞いたかったんですけども、それは嬉野市で決めたのかどうかというのをちょっと確認したかったんです。

○議長（田中政司君）

その家賃の違いというのを市が決めたのか、国のあれなのかということですよ。

○15番（梶原睦也君） 続

市が決めるのか。生活保護のは分かっています、もちろん地域によって。もう一つ先の住居確保の嬉野の中心地と、それはどこが決めるのかというのを。

○議長（田中政司君）

よかですか、市民福祉部長。

○市民福祉部長（陣内 清君）

そこに関しましては、国のほうで決めている形になっております。（「ああ、国のほうで決まっている。分かりました。結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

これで議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案第42号 専決処分（第5号）の承認を求めることについて（令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第4号））についての質疑を行います。

まず、8ページから10ページの歳入について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、11ページから14ページの歳出について質疑を行います。

初めに、歳出11ページから12ページまでの第3款、民生費についての質疑を行います。12ページの2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、質問をさせていただきます。

○議長（田中政司君）

これどがんですか、節の需用費と委託料、一緒によかですね。

○2番（諸上栄大君） 続

一緒によかです。

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業、主要な事業の説明書1ページですけど

も、まず、需用費の50万1,000円の消耗品費に係る購入計画と、あと、保管はどうされるのか、どういう考え方があるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

今回の50万1,000円の購入計画ということですが、実際どんなものが必要かというのを各事業所というか、事業を行っている人たちに確認させていただいております。その中で、非接触型の体温計と、あと、空気清浄機等、あと、マスク等は実際、これは1年間の補助の分ですので、その分についてももちろん購入をということですが、今現在のところはまだ足りているけれども、最終的にはマスク等もということと、あと、消毒液もうちのほうからお配りしている分がありましたので、今の時点では足りてはいるんですけれども、1年間を通じてということになればそういった部分もということで計画を立てさせていただいたところでは。

あと、保管場所ということですが、各事業場所ごとに置くこととなりますので、嬉野市の庁舎のほうでどこかに保管というのではなくて、事業所のほうに行って実際すぐ使うというような形になってくるということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

各事業所ごとということで、ファミサポとかは実際保管をされるときに具体的にどこかなというところがちょっと今の答弁の中で気づいたとですが、そこが1点と、あと、今回、説明の中において、委託事業に関してこの事業費を組んでいるということで、放課後児童クラブに関しては民間委託もされている状況なんですけれども、その辺についての考え方はどのように考えられているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

ファミサポに関しては、うちのほうでその取りまとめをする担当の者が子育て支援センターの中におりますので、実際そちらのほうにマスク等ちょっと多めに入る時期が来たら、そちらのほうでの保管というのが可能になってきます。

あと、ファミサポ自体、実際おうちのほうに行ったりとかする分とか、実際おうちで預

かったりとか、そういった事業にはなっていないんですけども、民間の清涼館さんのほうの1室をお借りして、そこでも見ることができるようになっておりまして、空気清浄機等を購入した際はそちらのほうに置くことも可能ということで考えております。子育て支援センターとか、そういうところに実際使うときに持っていったというような形で考えております。清涼館さんの中の1室をファミサポが使えるようなお部屋というのを確保していただいておりますので、そういったことを考えています。

あと、放課後児童クラブに関してなんですけれども、委託をしているところについては別建てで委託料ということで組ませてもらっていて、民間の放課後児童クラブさんのほうについては、主要な事業の説明書のほうで3つの事業をちょっと挙げていましたので少し分かりづらかったと思いますけれども、この50万1,000円の中で、実際そちらのほうにも聞いておりまして、非接触型の体温計が欲しいというような要望等もあっておりますので、そちらのほうでというふうに考えております。

先ほどのファミサポの、子どもを預かるまかせて会員さんのほうには子育て支援センターのほうから実際配布もしておりますし、今回、寄附とかでいただいた分についても、そちらのほうにも配布をさせていただいているような状態ですので、子育て支援センター内でそういったところの部分もできるような形ということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

ありがとうございました。

最後に、先ほどの答弁の中で、清涼館という民間の施設の名前が出ていたんですけど、清涼館というのは、すみません、私の認識不足で。どちらの施設になるのか教えていただけますか。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

済昭園さんが持っていらっしゃる施設になります。そこの中の一角を使っていいということで、何年も1部屋使うような形で、預かれるようなスペースをつくっていただいております。その分については無償ということで、企業のボランティア活動の一環というような形で借用をさせていただいているような状態です。

以上です。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

これで歳出11ページから12ページまでの第3款、民生費について質疑を終わります。

次に、歳出13ページの第4款、衛生費について質疑を行います。

13ページの1項、保険衛生費、2目、健康増進費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

全部まとめて質問します。

○議長（田中政司君）

全部一緒によかですね。

○2番（諸上栄大君）続

はい。

地域自殺対策強化事業ですね、こころの相談事業の件でお尋ねします。主要な事業の説明書は2ページです。

まず、周知の方法と、あと、相談員の専門的資格の有無、相談員の人員等の相談体制について、どのようになされているのか。

それと、これは当初予算のほうでは健康づくり課も同じような事業を取り組まれていると思いますが、その違いに関して伺います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

まず、周知の方法ですけれども、市報への掲載とか市のホームページへの掲載、それからあと、行政放送での周知というふうなところを考えております。

それと2番目、相談員の資格についてですけれども、相談員の方は社会福祉士の資格を持っておられます。相談体制については、2名体制で24時間対応というふうになっております。

それと、健康づくり課が取り組まれている事業との違いについてでございますけれども、今年度から地域自殺対策強化事業の全てが福祉課のほうに業務移管になっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

分かりました。

24時間体制で相談受付をされるということで、相談員を2名常駐ということで、その辺に関しては、この委託先のほうとも十分協議をされたと思うんですけれども、今後、このこころの相談、自殺防止に対しての強化に努める事業を行ったあたりに関して、かなりコロナ禍

に対しての不安等々で増えてくる可能性もあると思うんですけれども、その辺は果たして今後2人でいいのかどうかというところも随時検討される考え方はあるのかどうか、その辺に関してお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

現在2名体制ということで申し上げましたけれども、これは今現在委託を行っております障がい者の相談支援事業の相談員さんにこころの相談事業の相談についても担っていただくということになりますけれども、今のところ2名体制で普通に業務をされておりますので、今のところではこの体制でいいのかなと思っておりますけれども、実際事業をしてみて、相談の件数とか、そういったところを見て、今後、制度の体制、見直しが必要ということであれば、検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、増田朝子議員。これも全部一括でよかですか。

○8番（増田朝子君）

はい。

同じく地域自殺対策強化事業（こころの相談事業）についてお尋ねします。

こちらは合同常任委員会の説明では、私、①に委託先はと書いておりますけれども、そちらがたちばな会ということで説明をいただいております。

この主要な事業の説明書2ページの中で、相談員人件費1,058万5,731円とありますけれども、こちらが当初予算の地域生活支援事業（障がい者相談支援）というもののの中に、例えば、自殺関係は42%あったということで、そのことで一緒にそのの中に新型コロナウイルス関係の相談を取り入れたということで理解しているんですけど、まずそれがよろしいでしょうかということの質問です。

それと、この相談はたちばな園ですかね、相談はどちらの施設で行われていますか。窓口ですね。そのお尋ねです。

それと、夜間とありますけれども、深夜帯相談窓口設置とありますけれども、常時そこにおられての相談なのか。例えば、電話を持っていただいての——前、福祉課長が福祉課で相談業務を24時間していますよというときには、枕元に携帯電話を置いてありますという答弁が以前あったので、この深夜帯の体制というか、そちらもお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

まず最初の質問ですけれども、今、議員が言われたとおり、今までの相談内容のうち、こころの相談に関する部分が42%ぐらいあったということで、その分を障がい者相談支援事業のほうから減額して、同じ額をこころの相談事業のほうに計上したというふうになります。

それと、窓口については、現在の福祉課のほうにたちばな会のほうから障がい者相談支援事業ということで2名常勤で配置をしておりますので、その方たちが対応していただくというふうになります。

あと、深夜帯の電話相談、実際どこですのかということですが、深夜に関しては、2人体制とさっきお答えしましたけれども、2人のうちの1人が交代で、専用の携帯電話とかを持っていらっしゃいますので、それを常時持っていらっしゃるということで、夜中、寝るときも近くに置いておられるということで、電話があったときには対応するというふうになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

分かりました。

その中で、今回、新型コロナウイルス対策ということで、SNS相談とあります。そのSNS相談は、今回の新型コロナウイルス対策で今年度だけの対応なんでしょうかというお尋ねと、この当初予算では障がい者相談支援なんですけれども、相談内容が新型コロナウイルス対策としてはいろんな失業をしたりとか、生活に困窮する方の相談と思うんですけれども、これまでは当初予算でついている分は障がい者向けと思うんですけれども、そこら辺のちょっと内容が違うんじゃないかなと思ったときに、42%が自殺関係の内容だということで今回予算計上されていると思うんですけれども、そこら辺がちょっと、もっと相談、対象者が違って来るんじゃないかなと思うので、やはりこれは広報、周知関係が本当に必要かなと思うんですけれども、そこら辺の取組の姿勢をお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

まず、この事業の実施の期間ということですが、これは今年度ももちろん実施しますが、来年度以降も継続して実施したいというふうに思っております。

それと、2番目の質問ですけれども、障がい者の相談支援事業と実際対象者が違うのでは

ないかということですが、もちろん障がい者の相談支援事業ですので、障がい者の方が対象で現在してもらっておりますけれども、その中には障がい者じゃなくても、障がい者の中でもこころの相談、心の悩みとか抱えた方もいらっしゃると思いますので、障がい者じゃなくてもそのこころの相談を受け付けるというふうにするということでの事業ですので、その辺のところは明確に周知をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

その周知と、先ほど市報とか行政嘱託員さんですか、行政の回覧とかと、行政の方、行政職、何ですかね、元の嘱託。（発言する者あり）行政放送ですかね、すみません。ということですが、今回、経済、生活問題、労働問題、健康問題とか、いろいろな問題を受けるといことで、それだけの周知方法で大丈夫かなと思いますので、その取り組み方の、具体的にもっと必要じゃないかなと思うんですけども、そこら辺をお伺いしたかったんです。

それと、これまで42%ということだったんですけど、深夜帯の相談とかも過去にあったんでしょうか、最後にお尋ねします。

○議長（田中政司君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（陣内 清君）

お答えいたします。

周知に関しましては、先ほど課長が答弁しましたとおり、市報ですとか、それから、行政放送ですとか、それから、これからいろんな会議の際なんかにも積極的に周知を図ってまいりたいと思っています。

議員御指摘のとおり、今回の対象者は障がい者の方ばかりではありません。広く一般の方が対象になります。

それから、今回、SNSの相談を可能にしたというのは、なかなか今若い方々が電話でいきなり相談するということに対する抵抗感のほうはむしろ強いといったふうなお声もあります。ですので、SNSを活用して相談をするというふうなことも可能な形にしております。それで、タブレットなどを購入して、夜間と、先ほどの24時間体制というお話がありましたけれども、2人で順に持ち帰って対応できるようにしております。

それと、お尋ねの中で、経済的な困窮に対する不安、そういったことが根っこになってこういった不安とか悩みを抱えていらっしゃる方が増えてくるだろうというふうに考えております。ですので、これは日中、福祉課のほうに相談員は常駐しておりますので、相談内容によっては、福祉課のほうに様々な部署がありますので、速やかにつないでいくというふうな

ことが可能になります。ですので、ここはこの相談員の方だけにお任せするということでは決してありませんで、市総出で支えていくという体制をきっちり取っていきたいと思っています。

仮に夜間にかなり深刻な内容、今にも亡くなる、そういうふうな行動を起こされているようなときには、相談員の方も含めて、私たちもしっかりバックアップできる体制を取っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、梶原陸也議員。

○15番（梶原陸也君）

大分分かりましたけど、今、部長のほうからありましたSNSを使ったというのは非常にいいことだなと思っております。やっぱりそういう追い詰められた人というのは、電話をかけたりとかという力もないような状況で、若い方が中心かもしれませんが、SNSとかに物すごく頼っている、そういう状況の中で、そういうつながりをつくっていくのは大事だと思います。

もう一点、先ほどおっしゃったように、各課の連携をしっかりとつけてほしいと。ちばな会さんだけに任せるといふ、私、そこを質問しようと思ったんですけど、今、部長のほうからありましたので、福祉課だけじゃなくて、やっぱり税の滞納とかで悩んで、税務課との関係とか、そこら辺のところで相談者に寄り添った相談員をしていただきたいと、そういう体制を新たにつくるわけですので、ぜひそういった充実した体制をぜひ市長頼んでおきます。

本当に苦しい方というのは、どこかに頼らないと生きていけないと。そういう中で、やっぱりみんなで支え合う体制をつくっていくという意味で、私は今回、新規でこれを出されたのはよかったなと本当に思っております。そういう意味で充実した対応をつくっていただきたいと思っております。

あと、次、もういいです。もう一つの分。予算の……

○議長（田中政司君）

タブレットかな。

○15番（梶原陸也君） 続

このタブレットの分はどのような利用の仕方をされるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

まず、タブレット端末はSNS相談に活用することになりますけれども、具体的な使い方としましては、市報とかホームページに掲載をします紙面がありますけれども、それにQRコードを付けて、そこからこちらの相談の予約フォーマットというところにつながるようにしたいと思います。そこで相談内容などを入力していただいて送信を押していただいた後に、相談員のほうから御連絡を差し上げるという、そういうようなシステムを考えて、今準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原陸也議員。

○15番（梶原陸也君）

いや、このタブレット1台ですよ。この分を聞きたかった。どこに置いて、どういう使い方をするのかというのを。たちばな会さんにやるのか、市側の体制でつくるのか、この部分だけちょっと聞きたかったわけです。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

すみません、お答えします。

うちのほうで購入しまして、たちばな会のほうにそれを預けて使っていただくということになります。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

これで歳出13ページの第4款、衛生費についての質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで11時まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時3分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

次に、歳出14ページの第6款、農林水産業費について質疑を行います。

14ページの1項、農業費、4目、茶業振興費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

それでは、嬉野市緊急経済対策事業（うれしの茶生産向上対策事業）、主要な事業の説明

書の3ページを基にしながら質問いたします。

まず、この件で、専決処分とした理由。

2点目が、この予算の積算根拠について、一応市勢要覧でもありますけれども、対象面積が直近で500平米が茶園の面積でありますけれども、それが360ヘクタール上がっているということですね。その分の説明をお願いしたいと思っています。

あと、生産者への周知はできたのか。これが中刈りの対象者、生産者ですけれども、茶業部会員さんへ向けてのものなのか、茶園をお持ちの全部の方が対象なのか、確認をいたします。

以上です。

○議長（田中政司君）

これは3番までということですか。

○12番（山下芳郎君） 続

4点目、ごめんなさい。4点目が事業主体でありますところの佐賀県農業協同組合となっておりますけれども、これは補助金で上がっておりますけれども、委託料ではないのか、確認をいたします。

以上です。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（井上 章君）

それではお答えいたします。

まず、1点目の専決処分の理由ということでございますけれども、一番茶が最盛期に近づくとつれまして、新型コロナウイルスまたは品質等の影響、催事等の中止が相次ぎまして、関係者で今後についての検討を行いました。二番茶の生産調整及び樹勢回復を図る目的での中刈りを推進する方向での協議をしたところでございます。この中刈りの推進を図るためには、一番茶後に行う必要がありましたので、期日、時間等がなかったために、今回、専決処分をお願いしたところでございます。

続きまして、予算の積算根拠でございますけれども、積算根拠につきましては、佐賀県農業協同組合が一番茶後に中刈りを計画されている方には10アール当たり1万円の補助を準備されていたために、今回、追加で中刈りされる方への公平性を保つために10アール当たり1万円の補助としております。

面積でございますけれども、市勢要覧につきましては約510ヘクタールとなっておりますけれども、実際生産されている面積は450ヘクタールとなっております。昨年度はその450ヘクタールの約2割程度の中刈りをされておりますので、その2割程度の360ヘクタールが今回の対象面積ということになっております。

生産者への周知ということでございますけれども、当然この事業の周知につきましては、幅広い範囲に周知をするために、茶業部会に加入されている方には農協から組合に文書で通知を行っております。また、部会のネットワーク連絡網でも周知をしているところでございます。しかし、部会に加入されていない生産者もいらっしゃいますので、部会員からも情報を広めていただくようお願いし、周知を図ったところでございます。

4番目の質問でございますけれども、佐賀県農業協同組合が事業主体と認識をしておりますので、今回、補助金として計上させていただいております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

今の答弁で、ちょっとまだ一部解せない面がありはしますけれども、2点目で確認をいたします。

この議案につきましては、5月15日付の専決処分となっているわけでありまして。今、課長から答弁がありましたけれども、茶園の中刈りについての経緯、その内容について、まず、議会に説明がなかったことについて質問するわけですが、ちょっと長くなりますが、続けて質問いたします。

まず、茶生産者の一人として私も中刈りの内容について、まず説明をいたします。

茶園の中刈りは、生産者は御存じですけれども、茶園の若刈りと同時に、茶園が大きくなり過ぎて茶摘み等々に不便を来すことがありますので、茶園を整えるという意味で、大体通常4年から5年の周期で中刈りを行うわけでありまして。

今回の予算につきましては、新型コロナウイルス等の影響もあって、販売につながらず、荒茶の、もしくはセンターがダブっているということで、その生産調整を行うためと載っております。同時に、二番茶以降のお茶摘みはせずに、中刈りに対しまして補助金が、今、農協からも上がっていますけれども、行政のほうでも補助金をつけたということで説明を受けております。

いずれにしろ、この厳しい状況でありますので、茶生産者といたしましては非常にありがたいことでありはしますけれども、一応農協等に確認してみましたところ、5月末までに申請をすれば、摘採そのものは6月以降でも可能ですよということで聞いております。その支払いにつきましては年度末にいたしますということで聞いております。そういったことで、専決処分となるような急を要する事業ではないと私は判断をいたしておりました。

行政も含めてですけれども、この新型コロナウイルスでびりびりしている状況でありまして、臨時会の開会も想定に入れながら、我々議会もそう判断しておりましたけれども、結果的には臨時会は開催されておられません。しかし、この事業につきましては、専決処分よりも

臨時会を開催し、しっかりと説明をしながら、今、課長からありましたように、茶業部会だけじゃなしに、茶生産者の皆さんが対象になりますので、しっかりと伝えるべきではなかったのかと思っております。

途中で私、新聞記事を見ましてこの事業を知ったわけでありまして、これはいいことだからと思って、私の地元を含めて生産者のほうにお知らせをいたしました。重なった部分もありはしましたけれども、ほとんどの方が地元の方については御存じなかったんです。ちょうど田植えの準備と重なったんですけれども、そうならば一人で申請をしようという方もおられましたけれども、要するに周知ができていないということが私の言いたいことであります。そのためには、議会への説明がまずあるべきじゃないかと思っております。

また、専決処分となっております、執行部におきましては、この時期、緊急対策本部を立ち上げておられます。その必要な都度、開催をするということになっておりまして、議会もそれを受けまして緊急対策支援本部を同時に立ち上げながら、情報を一にすると、一緒にしながら進めていこうということで上がってきておりますけれども、ただ、メール等見えますと、その分が議題に上がってきておりません。5月29日の議案資料の中で正式な公式としての情報が入ってきているわけであります。

そういったことが前段でありますので、まず担当からして、今答弁にありましたけれども、補助対象者は生産者、茶業部会のみならず、全員が対象になるということで判断しますけれども、そうであるのか、確認いたします。それが360平米なのか。私はこれよりか当然多いと思うんですけれども、そこら辺の確認をしたいと思っております。

あと、市長、専決処分とした理由の中で、臨時会が開催されなかったことについて御意見をお願いしたいと思っております。

また、やむを得ず専決処分となったにしても、その分が議案に上がってこなかったことにつきまして、また説明をお願いします。

以上です。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（井上 章君）

お答えします。

対象が全部なのかということですが、対象はお茶の生産者全員としております。

以上です。（「それは確認していますか」と呼ぶ者あり）確認。（「確認できていますか、360平米が全て」と呼ぶ者あり）面積の分ですか。面積につきましては、一応農協さんとも確認をいたしまして、お茶を生産されている面積は450ヘクタールと思っております。我々の積算としては、昨年度、先ほども申し上げましたように、2割程度の中刈り等があるだろうということで、今年度、その2割程度は中刈りされないという計算で360ヘクタール

という積算をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次。臨時会については。行政経営部長。

○行政経営部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

この専決処分を行ったということでございますが、これは直前にはなりましたが、事務局を通じて行う旨はお伝えをいたしております。

臨時会でどうだったかということでございますが、やはり臨時会を開催するという事になると、この時期を逸する可能性があるということで私たち考えまして、5月15日付で専決処分を行ったということでございます。

やはり臨時会を開催するには事前の日程がどうしても1週間、10日、必要になってまいります。そういった中で、それを開催するいとまがないというようなことで専決処分を行ったものでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

臨時会を開くべきだった、それは全て専決処分をする際も最善はそれだということは当然我々もそう思っているわけでありまして。しかしながら、今回、緊急性がなかったというふうにおっしゃいますけれども、私としては一番茶が終わりに差しかかっている段階での大きな産地としての決断でもありましたので、緊急性が十分にあったというふうに思っております。

特に、お茶は、御存じだと思いますけれども、市場価格というものがあります。いいお茶を幾ら丹精込めて作っても、やはりマーケットの動き次第では値段が思うように伸びないということも間々あるわけでありましてけれども、現時点で5月催事とか、そういったデパートの休業その他もろもろで出ていかない、売る先がないということで、どうしても値段が伸びないような事情もありました。そういった意味では、生産調整に踏み切ると、産地全体で取り組むという姿勢を早期に打ち出すことによって、価格の調整、安定にも私はつながったというふうに評価をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

市長の答弁から先に再質問いたします。

○議長（田中政司君）

3回目でしょう。

○12番（山下芳郎君） 続

3回目。

決して私、緊急性がないということは言っておりません。それは緊急性の、全て専決処分ですので、そういった部分で私も認識はしておりますけれども、まず議会に諮る余地は、この分については国とか県から交付金等々の配分については当然専決処分で我々も事前に承知しておりましたけれども、これについては、ある程度時間等々あるわけですので、そういった点で、臨時会が、準備がどうのこうのありますけれども、5月15日に専決する前に農協さんと話をしているわけですので、それを受けながら招集をかけたら、そのために議会も手前で用意しているわけですので、いつ来てもいいような形でしているわけですので、その分に諮れなかったのかなというこの質問をしたわけです。

それとあと、専決処分でも対策会議の中に議案で上がっておれば、議会のほうにも情報が上がってくるんですけれども、情報が一切なかったということについて危惧しているわけがあります。3回目ですけれども、答弁お願いします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

先ほど行政経営部長のほうからも答弁しましたように、直前という形にはなりましたけれども、議会のほうには情報として提供させていただいたところであります。

御意見として承りましたので、今後そういったところでの改善を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私も同じくうれしの茶生産向上対策事業についてお尋ねします。

専決処分の案件に関して、私もちよっと周知、専決処分が、5月15日から5月末までの申請ということで、本当に時間がなかったんじゃないかなと思います。その中で、先ほど周知に関してはいかがでしたかという質問に対して、課長の答弁では、会員の皆様にまた周知をしてください、ほかの方にも周知してくださいとお願いをされたということですので、それ以外には何も担当課としては周知の手段としてされなかったんでしょうかということが

まず1点です。

それと、今回の申請の件数は何件だったのでしょうか。

2点、まずお願いします。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

お答えいたします。

周知の件でございますけれども、先ほど課長が答弁をしたように、組合員の皆様方につきましてはJAさんを通じて周知をしていただきました。また、組合員さん以外の方につきましては、課長が答弁をいたしましたように、茶農家さん、やっぱり横のつながり等もあられます。そういったネットワークをお使いいただく中でお知らせをお願いしたいという旨の願いはしたところでございます。

件数につきましては課長のほうから答弁いたします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（井上 章君）

申請の件数でございますけれども、120件に組合員はなっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

今、部長の答弁では、周知に関しては茶農家さんの連携でということとありましたけれども、例えば、茶農家さん以外でも、情報が入れば知り合いのお茶農家さんにもお伝えできると思うんですけれども、例えば、それこそ行政無線とか臨時的な専決だったら、周知としてはほかの方法も幾らでも、これだけ期間が短かったからですよ、もうちょっと考えられたんじゃないかなと思うんですけれども、あまりにも周知の期間が短過ぎて、本当に対象者の方に届いたんだろうかというのが私の懸念のあるところなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

私もその辺は周知を短期間でするということは重要だろうというふうに思いましたので、地元の新聞社のほうに私のほうからこれを専決処分したのでぜひ取り上げていただきたいということで、西日本新聞社にはすぐ取材に動いていただいて取り上げていただきましたし、

今、続々と佐賀新聞とか読売新聞にも取り上げていただいて、周知ができたのかなというふうには思っております。

ただ、周知のやり方、このスピードと、全員に周知すると、このバランスというのは非常にまだまだ我々も研究途上でありますので、今後そういったところも含めて勉強してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員、3回目。

○8番（増田朝子君）

3回目です。

今、市長の答弁がございましたけれども、私も新聞で最初に知りました。でも、先ほどの市長の答弁では、議会には申しましたと。それがなかなか議会の中とか、議員の中にも伝わっていませんでしたので、我々も知っていたらまた知り合いの茶農家さんにもお知らせできたはずなんです。そこら辺がなかなかちょっとうまく今回の周知というのができていなかったんじゃないかなというのが私の意見です。

あと、申込みが5月末までということだったんですけれども、じゃ、中刈りはいつでもいいということでしょうか。最後の質問です。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（井上 章君）

お答えいたします。

中刈りはいつでもいいのかということですが、基本的には一番茶後に中刈りを——中刈りというのは、生育期間とか、発育期間がすごく長くかかりますので、早くすれば早くするほど来年度の収量にも影響がないということになりますので、今回、一番茶後にしましょうということで申請をお願いしているところであります。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

私のほうからは、前のお二人の方の質問で、ちょっと分かりにくかった分だけにしたいと思います。

まず1点目です。対象面積の360ヘクタールというのは、先ほど一応市内の全域が450ヘクタールということで、450分の360ということで約8割ということですね。それはそれで確認ができました。

それから2点目の、これも先ほど出ましたけど、5月末での申請状況ということで、件数にして120件ということで理解しました。

ちなみに、360ヘクタールの対象面積のうち、120件というので、どのくらいの面積に充当できたのかなど。ちょっとそれだけ教えてください。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（井上 章君）

お答えいたします。

面積につきましては、104ヘクタールとなっております。

以上です。（「104」と呼ぶ者あり）104です。（「じゃ、もういいです。分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号 嬉野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第44号 嬉野市税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第45号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第46号 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第47号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第48号 嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第49号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第50号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての

質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第51号 嬉野市新市建設計画（まちづくり計画）の変更についての質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

この条例の中で「公共施設の適正配置と統合整備」という文言が「公共施設等の適正配置と統合整備」というふうになっております。この「等」は何を意味するのか。また、今までの公共施設以外のものを含まれて、その辺のところはどういう考えなのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

今回、このまちづくり計画の変更の目的としましては、合同常任委員会でも説明をしましたが、合併特例債の使用期限が合併後15年が20年に延長されたということに伴い、変更をするものでございます。

ただ、そもそもこの計画に記載がされていないと合併特例債というのは使えないということになっております。

議員お尋ねの「公共施設」に「等」という文字を加えたことの意味ということでございますけれども、まず、公共施設の定義というものが地方自治法244条のほうに規定をされておりました。公共施設というのは、住民の福祉を増進する目的を持って住民の利用に供するための施設ということで定められております。具体的に言うと、公園とか体育館とかの運動施設とか、文化会館とか公民館、そういった文化施設になりますけれども、逆に市役所等につきましては、市役所の庁舎については住民の利用に広く供するための施設ではないということで、いわゆる公用施設といいますけれども、この公用施設については公共施設には含まれないということになっております。

今、嬉野市庁舎のあり方検討委員会のほうで嬉野の庁舎についてどうするのか協議をしているところでございますけれども、こちらの庁舎を仮に建て替えるとなったときに、この特例債が今のままでは使えないという状況でしたので、今回、ここに「等」を入れて、公用施設も含んだ表現に変更をしたところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

今、課長のほうから答弁がありましたけど、公共施設等で庁舎のほうも検討に入りたいと

ということで今回されているんですけど、一応5年延長になっておりますので、その中で、今まで15年でできるようなやつをあと5年延長、合併特例債があと5年使えるということで、今回5年の延長になっているんですけど、内容的にまちづくりの計画自体の大きな変更はないということですね。その辺はそういうふうにと考えてよろしいですね。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

このまちづくり計画自体、合併前の平成17年3月に策定をしております。15年ぐらい前の計画になりますけれども、その当時はこの計画に沿って合併後の新しい市をつくっていきましょうという計画でございましたが、合併して総合計画を新たに策定して、今、第1期、第2期の総合計画に沿ったまちづくりを行っておりますので、こちらのまちづくり、この新市建設計画については、合併特例債を活用するための計画だと御理解いただければと思います。

修正の部分については、そちらに特化した修正のみとなっておりますけれども、今から先のまちづくりについて大きな変更があるものではないということになりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案第52号 令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を行います。

7ページから12ページまでの歳入について質疑を行います。

初めに、9ページの16款、県支出金、3項、委託金、4目、教育費委託金について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私は4目、教育費委託金、小中連携による学力向上推進地域指定事業についてお尋ねします。

こちらは当初予算書で見たら、この項目が廃目になっておりました。今回、歳入として計上された理由をお尋ねします。それと、導入の経緯ですね。お願いします。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えをいたします。

昨年度まで轟小学校において研究をしていました学力向上指定事業というのがございます

が、この事業と今回指定しました小中連携による学力向上推進地域指定事業というのは別の事業でございます。（「別の事業」と呼ぶ者あり）はい。全く違うものでございます。

平成29年から30年まで、吉田小・中学校で活用力事業と、活用力を向上させる研究指定事業がございましたが、それが名称を変更されて今回の小中連携による学力向上推進地域指定事業というふうになったものでございます。

経緯につきましては、今年3月に佐賀県教育委員会から嬉野中学校校区を研究の指定にしたいというような意向がございましたので、研究を受けたということでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

ちょっと確認なんですけれども、そしたら、当初予算で廃目になった項目とは今回ののはまた別ということで理解してよろしいんですかね。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

そのとおりでございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、11ページの21款、諸収入、5項、雑入、1目、雑入について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

企業誘致ビルの電気代のことなんですけど、これは合同常任委員会で説明いただいたんですが、ちょっと聞き逃しとったのかもしれないんですが、借家で入られた方は、電気料というのは個人が電気会社に払うのが通常だと思うんですけれども、今回こういった手法になった理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えいたします。

当初は議員御発言のように個別契約ということでお支払いいただくというふうなことを予定していました。ただ、竣工前といいますか、そのときに最終的に契約をする段階で、こういった事務所ビルについては一括契約を行うということで、九電さんのほうからそういった契約内容になるという申出がありましたので、契約をした次第です。

なぜかということでお尋ねしたところ、こういった事務所ビルはドアが1か所で、あと内

部にそれぞれの部屋があるというふうなところは管理区分といいますか、そういったのははっきりしていないというビルについては全てそういった一括契約になるということでしたので、今回、一括契約をしております。

手続としては、子メーターはもちろんございますので、子メーターを今維持管理していただいている事業者のほうから市役所のほうに御連絡いただいて、市のほうでその電気量に伴って電気料の計算を行います。それを入居していただいている個別の入居者のほうにお知らせをして、市に支払っていただくというふうな流れになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

分かりました。要は、電気会社からの要請というか、要望でそういった形になったというふうなことで理解してよかったですかね。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えいたします。

要請というよりも、そういった契約の形になるということで、要請というよりも、そういう契約になるということになります。一括契約になるということでは言われています。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで7ページから12ページまでの歳入について質疑を終わります。

次に、13ページから27ページまでの歳出についての質疑を行います。

初めに、歳出13ページから14ページまでの第2款、総務費について質疑を行います。

初めに、13ページの1項、総務管理費、6目、企画費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

補助金のさが未来アシスト事業ですね、15万円上がっています。これにつきまして、さが未来スイッチ交付金がありましたが、その後を受けてさが未来アシスト事業が始まっているかと思いますが、補助金が期の途中で変更になっているように思いますけれども、45%から50%、この理由を確認いたします。

今現在の市内での申込み件数と、今後想定される分があるのかということと、こういった方々がこの対象になっておられるのか、確認をいたします。

○議長（田中政司君）

補助割合の変更というのはよろしいですね。

○12番（山下芳郎君） 続

それは1番目に聞きましたので。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

今回の補正の理由、15万円の増額分につきましては、これまで県の補助率について45%、市が45%、合わせて90%の補助で、事業費の9割が県と市を合わせた補助と。事業者のほうに10%の負担が必要であったということでございます。これが県の事業になりますけど、去年の県のさが未来アシスト事業について、県の予算が6,000万円に対して執行が3,500万円と執行率が悪かったというのもありまして、この分の事業をもう少し取り組みやすくするために県のほうが補助率を45%から50%に上げたということで、市の45%と合わせて95%の補助となっております。事業主の負担が5%ということで、これまでの半分の額で事業の取組ができるということで、事業へ取り組みやすくなるということが目的で補助の割合が変更になったということになっております。

今年度の取組につきましてですけれども、一応前年からの継続事業として2件、今申請がっております。あと1件につきましては、すみません、300万円の事業で3件を想定しておりました、当初予算の中でですね。2件が前年度からの継続事業と。1件については、去年から検討されている団体がございまして、そこが今年度も申請について今まだ検討中なんですけれども、そこが出てくる、ちょっと今まだ検討されているところです。今、実際申請が出ているのは2件になります。

対象につきましては、NPO法人とか自治会とか婦人会、あと老人会、PTA、そういった地域組織とか団体、いわゆるCSOと言われる組織が対象ということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

当初の加盟率が低かったということで、これは県単独の事業でありますけれども、個人的になりますけど、我々も団体でこれを1期目、3年間従事したことがあります。非常に内容的には地域の活力にはよかった制度だと思っています。

もちろん、負担割合が減ったからすぐということにはちょっと考えにくい面もありますけれども、事業主さんが5%でありますので、これをしっかりとPRしながら、再度申込みの方が増えたらいいわけでありまして、そういった用意がえられるのか、どういった形で告知

をなさるのか、確認をいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

当初予算の時点で継続の事業がございまして、その分については2件見込んでおりました。あと1件の分についても、去年から相談を受けている団体がございまして、その分に合わせ一応3件ということで当初の時点で想定をしておりましたので、新たに今年度募集はしていない状況でございます。

今後、これについて取り組みたいということであれば、企画政策課のほうに御相談をいただければ、また補正のほうでも対応できますので、そういった団体がございましたら企画政策課のほうに相談をいただければと思います。

以上です。（「ちょっと最後」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

今の御答弁で、今あえて募ってはいないと、要望があれば取り組みますということですが、しかし、やっぱりある程度積極的に告知しないと、この制度が変わった、割合が変わったということの認識がないんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

この事業につきましては、さが未来スイッチ交付金とか、その前はさが段階チャレンジ交付金とか継続して行っております事業で、その事業があるたびに今まで公募してきております。その中で継続していただいている事業が2件ありますけれども、新たに取り組むところについては、今後、広報を、今年度はちょっと件数が限られていますけれども、来年度以降取り組むところがあれば、住民説明会とか、コミュニティの会議とか、そういったところでの説明も進めていきたいと思えます。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、同じく13ページの1項、総務管理費、8目、情報管理費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

情報管理費の委託料……

○議長（田中政司君）

委託料、役務費とずっとありますけど。

○12番（山下芳郎君）続

一応それぞれ、まず、委託料のテレワークから先に行きます。

○議長（田中政司君）

まず委託料ですね。

○12番（山下芳郎君）続

はい。

委託料のテレワークシステムであります。これも新規でありまして、国が進めています働き方改革の一環での今回の予算かと思っております。

この事業、一応合同常任委員会でも聞いたんですけども、いろんな面で調べてはおりますけれども、事業内容をちょっと分かりやすく説明していただけませんか。

あと、今回のテレワークを検討するに当たりまして、いろんな部署が広範囲にあるわけですけども、取り組みやすい部署を限定してされるのか、それとも全庁的に取り組まれるのか、確認したいと思っております。

あと、自宅と庁舎とのやり取りになるんでしょうけれども、安全性と申しましょうか、セキュリティはどういった形で確保なさるのか、確認します。

あと、これは一般財源になっておりますけれども、国が強力に進めていく中で国費の補助等々はないのか、確認いたします。

以上です。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

まず1点目の中身といいますか、詳細につきましては、議員御発言のように、働き方改革であったり、今回、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、その防止対策という意味で導入するものでございまして、具体的に申しますと、嬉野市のパソコン内にある既存のデータについては持ち出さず、庁舎内のパソコンを職員が自宅からリモートコントロールで操作することで作業をするものでございます。そういったことで、あくまでリモートコントロールで庁舎内のパソコンを操作しますので、セキュリティはその点で確保されているということ、それ以外にも認証とかそういったものを備えておりますので、問題はないかと思っております。

これは最高で20人が同時に利用できるというふうなシステムになります。どの部署かということでの御質問になりますけれども、詳細の運用方法については現在検討をしております。これがどの部署というのを限定したものではなくて、あくまで庁舎内で事務作業を行って

る職員を対象としたものでございます。もちろん、やりやすい部署、やりにくい部署等がありますけれども、事務作業を行っている職員が対象になります。

それと、セキュリティー関係でございますけれども、先ほど若干申しましたが、まず自宅パソコンから操作をする場合に、1回セキュリティーサーバーを通します。その後、専用のIDとパスワードで認証を受けた後、市のパソコンにつながるんですけども、市のパソコンにつながった場合には、通常、市でもパソコンを起動させるときにはIDとパスワードを入れていますが、そこでもまたIDとパスワードを入力して、その後、システムを動かしていくというふうなことになりますので、セキュリティー面からはいろいろな問題はないとは思っております。

それと、そのセキュリティーの一環として、自宅でパソコン操作するわけですが、その自宅のパソコンにダウンロードとか、自宅での印刷はできないようなシステムになっています。

それと、財源関係ですが、今回、一般財源ということで計上させていただいておりますが、これは国の施策といいますか、推進されているという部分もございますので、このシステムの導入に係る経費につきましては、特別交付税の措置の対象となっているところでございます。ちなみに、率としては0.5%になっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

これは新型コロナウイルスにかかわらず、どんどんやっぱりこういった形は進んでいくと私なりに、内容はよく分かりませんが、イメージをするわけでありまして。ですので、これをしながら、近い将来目指す方向というんですか、テレワークをどういった形で嬉野市が持っていくんだと、そういった一つのイメージ図というかな、流れ図といいますかね、そういった分が分かるやつがあったら非常に理解しやすいのかなと思うんですけども、今はないか分かりませんが、今後そういったことが入れながら進めていかれるのか。今現在の取っかかりの段階で、そのためにこういったことをしているんですよという比較表があったら分かりやすいのかなと思います。漠然とした言い方ですけども、そういった分が検討されるかどうか、確認をしたいと思います。

あと、726万円、今回計上しておられますけれども、これは特別交付税に該当して0.5%の対象になるということですが、この委託料の算出基準というのが、人口割とか職員割とか何か知りませんが、基準があるかどうか、確認します。

以上です。

○議長（田中政司君）

行政経営部長。

○行政経営部長（辻 明弘君）

今後のテレワークシステムの件ですけど、これについては総務のほうで検討していきたいと考えております。今回は20台ということで台数も限られておりますが、今後はこの台数ももう少し増やすというようなことも検討していきたいと思っております。

それと、通常時もこれは導入をしていきたいと考えております。今、佐賀県のほうとかはされていると思いますので、そういったものに倣って、私たち嬉野市でも災害時とか、今回もまさに災害時ではありますが、交代勤務を行ったわけですが、実際このシステムがございませんでしたので、在宅勤務が思うようにはできなかったというところもございまして、こういったときにも対応できるように運用を検討していきたいと思っております。

以上でございます。（「3回目」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

当然、働き方改革でありますので、今、部長の答弁のとおり、非常時のこともありますがけれども、平常時ですね、そういう中でやっぱり職員さんが市民あたりに迷惑かけないような形で、労務管理までできるということが一つの目安じゃないかと思うんですけども、そういったことをしながらしていただきたいと、漠然とした言い方ですけども、思っております。

その中で、今回の委託先ですけども、分かっていたらお示しをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

先ほど御質問で算出基準ということでお尋ねでしたので、それについてお答えをいたします。

これは概算見積りというのを参考に、うちのほうで精査をして、それを調整した分を計上させていただいているところでございます。

以上です。（「それは国から示されているということじゃないわけですか」と呼ぶ者あり）国から示されているものではございません。

それから、委託事業者はどう考えているかということでよろしいですか。委託事業者につきましては、現在うちが利用している情報系のシステムを動かすというか、その操作になりますので、この情報系システムというのは、現在、運用管理を民間の事業者の方に行つて

もらっています。運用とか管理とか保守とかですね。そういった関係もございますので、そちらの業者を中心に委託できないかということは今検討はしているところでございます。

というのが、あくまで今実際情報系の保守をされているところが今回入れるシステムとの調整とか、そういったものがもちろん出てきますし、それと、そのシステムの中に全く違う業者さんが入った場合に、じゃ、何か問題が起きたときにはどこが問題なのかと、そういった部分も出てきますので、明確に問題が解決できるように、その業者さんのほうを中心に委託を考えているところでございます。

以上です。（「検討しているということですね。いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次、役務費と備品購入費について、お願いします。山下芳郎議員。これどがんしますか、役務費は役務費、備品購入費は備品購入費ですか。

○12番（山下芳郎君）

一緒でよかです。

○議長（田中政司君）

一緒によかですか。

○12番（山下芳郎君）続

一緒によろしいです。

通信運搬費、テレビ会議等々のシステムということで、併せまして質問いたします。

この分については、先ほどのテレワークと関連があるのか、独自の分なのか、確認をいたします。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

関連があるかないかということだけいえば、今回計上した分については、あくまで民間の事業者さんとか、そういった方とインターネットを通じたウェブ会議をするための費用を計上しておりますので、関係はございません。ただし、テレワークにも実際活用はできていると思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

当然これも新規事業ですね。確認します。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えいたします。

新規事業でございます。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

同じく今のテレワークシステムの導入ということで質問いたします。

1番目の所管とか現場を抱える部署のテレワークという形では説明を受けた分で納得はできません。

あと、セキュリティー対策がどうなっているかというところで、この情報漏えいというところに対して、そういう罰則規定とかというのを今、市のほうは新しくちゃんと持っているかというところで1点。

あと、災害時の電源消失時とかにはちょっと使えないと思うんですが、そこら辺での対策を1点。

ちょっとお願いします。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

情報漏えい等の際の罰則ということでございますけれども、情報財産という取扱いは法令等を遵守して取り扱うということにまずなっております、違反した場合は懲戒処分等の対象にもなりますというふうなことになっております。処分の基準は、嬉野市の懲戒処分等の基準等に関する規定がありますので、それに基づくものと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

災害時は。

○広報・広聴課長（井上元昭君）続

すみません。災害時の電源の関係でございますが、通常の停電につきましては、すぐに復旧いたしますので、さほど問題はないかと思っております。

また、復旧まで10分、20分、30分かかった場合は、テレワークの場合はパソコン利用以外の業務を行っていただくというふうにはなるかと思っております。

それと、停電が長時間続くというふうな災害が起きた場合については、多分、災害対策本部等が設置されて、そちらの対応が主になってくると思いますので、テレワークについては一旦中断になるのかなと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

災害時は分かりました。

私が一番気になったのは、リモートワーク、テレワークシステムということで、別の部屋から、結局、自宅から市のパソコンを操作するというところで、ダウンロードはできない、コピーはできないという点では分かります。

しかし、ちょっと考えれば、1人でリモートコントロールするののかという部分で、相手の画面は市のほうの重要な部分とか、いろんな部分が出るわけでしょう、画面のほうにはですね。そういう点でちょっと心配したんですけど、そこはやはり良識のある職員さんの仕事だろうという点で、本当は今から先、こういうIT関係の仕事では、やはり重要なそういう流出とかあった場合はしっかりとした対処、処分とかというものをきちんとしておかないと、今後こういう時代が変わっていく中で、あまりにも手薄であっては大変なことになるのではないかという心配がありましたので質問したわけです。

以上です。分かりました。

○議長（田中政司君）

答弁は。（「お願いします」と呼ぶ者あり）副市長。

○副市長（池田英信君）

先ほど担当課長からもお答えをいたしましたけれども、漏えいがあった場合については原因を調査して、厳正に処分をしていきたいというふうに思っております。良識のある職員が多いと思いますので、そういうことはないというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

私は同じようにこのテレワークと……

○議長（田中政司君）

これはテレビ会議とテレワークと2つに分くっですかね。

○10番（辻 浩一君）続

分けますけど、テレワークは取り下げます。

○議長（田中政司君）

テレワークはいいですね。

○10番（辻 浩一君） 続

はい。

○議長（田中政司君）

テレビ会議ですね。

○10番（辻 浩一君） 続

はい。

テレビ会議システムなんですけど、金額を見ていると、さほど多額じゃないわけなんですけど、先ほど新規の事業だと言われましたけど、私は今あるテレビ会議システムのバージョンアップかなと思っているので、そこら辺どうなんですか。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

これはテレビ会議というふうな名称で出しておりますけれども、実際中身がインターネット上の無料アプリ、相手と自分と画面を通して会話ができるような無料アプリがあるんですけども、それを利用したウェブ会議に対応するためにタブレットの購入費と通信費を計上させていただいております。

実際言われるように、既にそういった会議を行っている場合もあります。ただ、その場合が個人のタブレットを使ったりとか、例えば、インターネット回線が1か所しかないので1つの会議しかできないとか、そういったのがございましたので、今回、こういった会議の手法といいますか、そういったのが拡大してきておりますので、それに対応するためにタブレット等を購入して、そういった会議がスムーズに進められるようにするものでございます。以上です。

○議長（田中政司君）

辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

今回利用する、導入予定のアプリというのは日本の企業のシステムなんですか。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えいたします。

導入するというよりも、無料で現在使えますので、そのアプリを利用するというふうなこ

とになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

何で私がこういった質問をしたかといいますと、御存じのように、米中の経済摩擦から経済戦争になっております。そういった中で、HUAWEI（ファーウェイ）というのが排除されつつあるわけなんですけれども、要は、正式名はちょっと分かんませんが、中国网络安全法というのができて、いわゆる国家が情報を求めれば個人情報も含めて開示しなければならないということで、HUAWEIが排除されているんですけれども、もう一つ、テレビ会議システムでZoom（ズーム）というのがあって、これが非常に使い勝手がいいということで、国内で結構浸透しとったわけなんですけれども、そういったことを含めて、Zoomは危険だというふうな話もあったもんですから、そういったシステムじゃないのかなと思って心配して質問したんですが、そこら辺についてお願いします。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

Zoomというふうなアプリを使って実際に行っている場合もあります。どれを使うかというのは、まだそこまでの運用内容は決めておりませんが、無料のアプリを利用するという点では、どうしてもセキュリティーという面では脆弱な部分も出てくるか分かりませんが、将来的には、有料という部分もありますので、その辺は後に検討していく課題であるかとは思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（発言する者あり）3回か。

次に、諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

テレワークシステムについては、今までのお答えで大分分かってきましたけれども、1つだけお聞かせください。

先ほど部長のお答えの中に、アカウントが20で取りあえずということでした。事務作業等にこれを使うということでしたけれども、最終的な目標というかな、どのくらいまでこのアカウントを増やしていこうと思っておられるのかだけをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

行政経営部長。

○行政経営部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

最初は20台ということでございますので、この運用をした後に、検証を含めて台数はその後で決定したいと思っております。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

テレワークシステムについては、これまでの説明で理解できました。

1つだけ伺いますけど、要するに、現在20台のアカウントということなんですが、これは緊急時以外、今後、通常活用をしていくシステムなのかということをお聞きします。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

今回導入しているのは、もちろん新型コロナウイルス対策という部分もございますけれども、働き方改革、子育てをする世代が自宅でも業務ができるというふうなことも踏まえて導入するものでございますので、通常でも利用できるというふうな形になります。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

次に、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

テレワークについて少しお尋ねいたします。

近隣の市町でこういうことを取り組んでおられるのかということが1つですけど、先ほど課長の答弁の中で、いろんなシステム、どこに委託するかということで、情報系のお願いしているところに、そういう情報を扱っているところをお願いする、システムがいろいろ違ってきては後々困るという話があったですね。だから、その辺のところも考えてやるということですので、今こういうテレワークというのはちょっとはやりと言ったら言葉が悪いんですけど、今こういう時代ですので、こういうことにもなるんでしょうけど、今すぐこれに取り組む必要が私はないんじゃないか、もう少し周りの状況を見て、近隣市町もやって、そういういろんないいところ悪いところが今から出てくると思うですよ、セキュリティーに関して

も。だから、先になってやる必要はないんじゃないかと思うんですけど、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

まず、近隣市町の状況ですけれども、本当に近隣なんですけど、武雄市さんは今回上程をされているようです。鹿島市さんについてもそういったテレワークについての検討を始められているようです。

なぜ今回というふうなことになりますけれども、これは政府自体もこういった新型コロナウイルスが拡大してきたことで、早急にテレワークの推進がやっぱり必要ということで、政府自体も推進をしております。

そういった中で、今回、市役所自体も、これは総務・防災課のほうの担当でございましたけれども、別室勤務であったりとか、在宅勤務とか、そういったものを行ってきたわけなんですけど、その中で何が不便かというのと、やっぱりパソコンが使えないというのが物すごく不便なことだということを感じております。そういったこともあったので、今回、早急に導入する必要があると思い、計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

今、課長の答弁の中でも、新型コロナウイルス対策ですよ。今は大変な時代ですけど、あと少ししたら、世の中がもう少し落ち着くか分からないと。そうなったときにもやはりそういうのが必要なのかな。今は確かにそういうのがあったら便利だなというところもあるでしょうけど、これが落ち着いて、普通の、元の状態とは言わないですけど、何とか乗り越えられたのを我々も考えていかなければならないし、情報機器がいろいろ変わってくるのは私も理解しますが、今すぐ先になって取り組む必要はないんじゃないか。武雄市の状況もよく勘案して、よその市町のことをよく見てやっていただきたいというのが私の希望ですが、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、落ち着く可能性もないわけじゃないと思いますが、これはもう長丁

場の戦いであるということがまず前提にあるかというふうに思います。

また、新型コロナウイルスに限らず、感染症の波というのが年々やっばり縮まっているように思います。2015年のMER S、それから、2009年の新型インフルエンザ、2003年のSARSということで、5年間隔でこうした感染症の大流行、そういったものが見られるわけでありまして。今回、新型コロナウイルスの被害が大きくなって、ようやく小さな地方都市においてもそういったテレワークを導入しなきゃいけないという危機感、そしてまた機運が高まっているということは、非常にこれは逆に我々は、その新型コロナウイルスの対策だけじゃなくて、先ほどの議員にも答弁したように、子育て世代の人たちも働きやすくなるというような働き方改革に取り組む好機であるというふうにも捉えております。まちの今後の経営のことも考えれば、やはり今取り組むべきだということで、私も今回の予算にゴーサインを出したという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。総合戦略推進部長。

○総合戦略推進部長（池田幸一君）

なぜ今かというところなんですけれども、今はどうしても視点が新型コロナウイルスに行ってしまいますけれども、雨季です。大雨がいつ襲ってくるか分かりません。それと、地震もいつ襲ってくるか分かりません。その場合に、災害時、これは事業継続ですね、テレワークの一つのメリットとして、事業継続が必要になってきます。というところから、今回、至急予算を計上したところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。山口忠孝議員、3回目です。

○11番（山口忠孝君）

災害とか、そういういろんなことに備えてということはよく分かるんですけど、今は新型コロナウイルス対応のほうに一生懸命取り組むべきで、その後にこれをやってもいいんじゃないかなというのが私の考えであって、取り組んだらいけないというわけじゃないですよ。もう少し先でも、もう少し落ち着いてこういうものに新しく取り組んでいかれてもいいんじゃないか。今絶対取り組まなければいけないと市長が答弁なさいましたけど、いろんな対策の順序、そこをもう少し考えてもらいたいなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

仮にでありますけれども、今、職員に発生した場合はどうなるのかということを考えていただければ、容易にやはり今取り組むべき課題だという結論が導き出せるのではないかなというふうに考えております。

私としまして、嬉野市ではなかったわけでありまして、職員間でのクラスター発生があった市役所は、市役所丸ごと機能を停止して、消毒作業をするための閉鎖に追い込まれたようなところもございます。そういったことは市民生活の中であってはならないことだというふうに思っておりますので、リスク分散、そういったこともやはり今すぐ取り組むべき課題だろうというふうに考えておりますので、当然、感染を広げない、そういった取組と併せて、あれもこれもというような時代であります。どうかその辺は御理解をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

たくさんの方の質問で、とても詳しく分かりました。私は今回の新型コロナウイルスの対応も含めてですけれども、あくまでも働き方改革の一環ということで、これはやはりこのタイミングをもってどんどん進めるべきだと思います。

私はこの中で1つだけ、質問の中にも書いておりますけれども、やはり今日もたくさん出ました。いわゆるリスク管理ですね。その中で、今回はシステムの構築ということでの予算計上をしていただいておりますけれども、当然、働き方改革、今後のことも考えてくると、例えば、自宅でパソコンの操作、セキュリティーを経て、つながっていくわけですが、実際に働くということを考えたときに、いわゆる手元に何も無い状態で、いわゆるテレワークが進められていくのかなということを考えたときに、今後も含めてだけ、資料を持ち出したりというのが当然出てくるのではないかな。やっぱりそこがちょっと気になったところです。機械の操作はお互いつながってできるけれども、ダウンロードができないし、プリントアウトも自宅ではできないということになると、実際に仕事をしていく中では、今、多分、手元にたくさんの資料を置きながら仕事をしているだろうと思うんですね。自宅で体一つでできる範囲はもちろんあるけど、そういう資料を手元に、持ち帰ってやるというようなことを考えたときに、例えば、保管庫なり、そういう部分のセキュリティーというところでの予算というのは必要なかったのかなとちょっと思ったところです。その点について何か考えがあれば、お答えをお願いします。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

まずもって、今、職員がパソコンで行っている業務といたしますが、共有フォルダというものもございます、その中にはその課の職員のやっている業務というのが全て収納されております。そういったこともあって、書類を持ち出して業務を行うというのは数少ないというふうに考えております。

もちろん、インターネット上で情報を収集する場合もございますけれども、それは全然、自宅であろうが職場であろうが問題はないことですので、その辺は関係ないと思っております。

ですので、個人だけの仕事の情報だけじゃなくて、課員全ての情報が確認できますので、そういったことでペーパーでの持ち出しの情報漏えいというのはないものとは思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

分かりました。例えば、資料等の持ち出しというのは、今後それは一切ないということで捉えていいですね。いずれにしても、やはり一番危惧されるのは情報漏えいというところでしょうから、この点は先ほどから答弁があっているように、そういう人的なところからの漏えいというのはあり得ないということで捉えていきたいと思いますが、一応再度確認でそこだけお願いいたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

これからテレワークが進んでくると、自宅であつてもちょっと席を外したときというところも、家族であつてもですね、そういったところもあるかもしれませんし、野外でそういった、例えば、お店であつたりとか、公園のような、ああいうところでもテレワークというのがもしかしたら広がってくるかもしれません。そういった意味では、職員としてのそういったテレワークのときの最低限のルールというのは、テレワークのときの労務体制の在り方とか、そういったところも含めて、やっぱりルールづくりは我々も必要だというふうに思っておりますので、先ほど課長が答弁したように、技術的な面での漏えいというのは特段今回リスクが上がるわけではないというふうに認識をしておりますけれども、やはり今後の課題だというふうに受け止めて対処してまいりたいと思っております。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ちょっと総務までいきよったらかなり遅うなっですね。全部いきよったらですね。

議案質疑の途中ですが、ここで13時20分まで休憩いたします。

午後0時20分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

それでは、休憩前に引き続き、議案第52号 令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）についての議案質疑の議事を続けます。

13ページの1項、総務管理費、15目、市史編纂費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

市史編纂費、12節、委託料、地質年代測定業務についてお尋ねします。

こちらは、合同常任委員会でも説明していただきましたけれども、不動山窯跡・内野山窯跡の調査ということで、陶磁器類デジタルトレース作成業務ということで上がっていますけれども、これは計画の初年度から予定はなかったんでしょうかということと、ちょっと重なるかもしれませんけれども、この予算の計上の説明をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

この市史編纂事業は、今年度、本格的にスタートして2年目になります。昨年度から、分野ごとに執筆をしていただく方を決める作業を行っております。

今年度の当初予算からなぜ計上をしていなかったかという御質問でございますけれども、執筆をしていただく先生方と今年度に入りまして打合せをしていく中で、自然地理分野の執筆をされる大学の先生ですとか、嬉野市の特性として窯業の分野を担当していただく専門家の先生から、執筆を進めるためには資料が必要だという話が出てまいりました。来年度の事業としましたら、結果が出てから執筆となりますので、令和5年度までの発行には間に合わないおそれもありましたので、少しでも早く取りかかりたいというところで、今回の補正でお願いしたところでございます。

それから、陶磁器のデジタルトレース作成業務についての内容ということでよろしいでしょうか。こちらは、不動山窯跡、内野山窯跡の50点を選びまして、これまで、図面化されていないものにつきまして、陶磁器を実測した図や遺構、地形図をコンピューターでスキャ

ンをいたしまして、図面としてデータ化する業務でございます。デジタル化をすることによりまして、市史に掲載するときの編集が容易になり、また、資料としての保存も容易になると考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

では、具体的に進める中でこういうことがデータとして必要だということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）計上されたかと思えますけれども、例えば、今後も進めていく中でこのようなことが想定されるのでしょうかという質問と、それと、これは令和5年までの事業計画ですけれども、今回の予算計上も含めて、総事業費がどれくらいになりますでしょうかということと、現在の進捗状況が予定どおり進んでいるのでしょうかという3点、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

今後もこのようなことがあるかということでございますが、先生から求められた資料が市として持っていない場合もございます。そのようなときには、集められるものや調査できるものは職員でいたしますけれども、専門的な技術が必要になるような場合は先生方と協議をいたしまして、場合によっては委託をすることもあるかと思っております。

それから、総事業費につきましては、令和5年度までの総額で、税抜きなんですけど4,752万円で契約をいたしております。これは発行、全て含めてです。印刷業務も含めましての金額でございます。

それから、現在の進捗状況ですが、今、執筆をしていただく先生方を20人ほどお願いしております。ただ、分野によってはまだお願いできていないところもありますので、引き続き執筆の先生方の依頼をしていきたいと思っております。また、今年度は現地の調査を行ったり資料の収集などを行っているところです。予定どおり進んでいるものと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

確認ですけれども、この完成までの総事業として4,752万円でよろしいんですかねということが1点と、あと、ここに委託料とありますけれども、委託先はどちらになりますでしょうか。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

まず、1つ目の地質年代測定業務につきましては、専門技術が必要な内容でございまして、九州内では業者の情報がなく、西日本地域まで広げて考えております。県内の市で市史編さんの際にも委託された実績のある事業所を考えております。

また、陶磁器類のデジタルトレース作成業務の委託につきましては、県内の業者等の指名競争入札による方法を考えているところでございます。（「総額の確認ですけど、もう一回。事業費総額の。これで全部」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

ちょっと待って。今の、総額。（「事業費、5年間の、令和5年までが4,752万円です。よろしいですかねという確認」と呼ぶ者あり）ああ、そういうこと。教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

事業費は5年間で、その金額で間違いありません。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

委託先の分は分かりました。

1点だけ。先ほどデジタルトレースの分で、内野山と不動山窯跡の分だと思うんですけども、もっと広げて吉田とか、それから志田焼とか、そういった部分の資料等のこういった対応が考えられなかったのかどうか、その点についてだけお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

すみません、先ほど陶磁器の50点についてですけれども、主なところで不動山の皿屋谷と内野山の窯跡と申し上げましたが、吉田の皿屋地区のものも幾つか考えているところでございます。（「志田焼の分」と呼ぶ者あり）志田焼については、この調査のほうには含めていないところでございます。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

次に、14ページの2項、徴税費、1目、税務総務費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

今回、減額補正になっているわけなんですけれども、いわゆるさきの不祥事の件によるものだというふうに思っておりますけれども、従来より、収納業務についてはマンパワーが必要だということで議会のほうもずっと訴えてきたところなんですけれども、今回の対応としては、抜けた分を職員で対応するというふうな答えだったんですけれども、今後を考えたとき、そういった収納体制というのは現段階の人数でやるのか、もっと人数を増やすように考えているのか、そこら辺の考え方についてお尋ねします。

○議長（田中政司君）

税務課長。

○税務課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

これまでの税務課の納税対策グループの体制については、副課長以下7名の体制でやってきております。徴収の専門の職員が3名、あと収納管理、還付とかをする管理のほうは1名、非常勤——事務補助ですね。非常勤の方が1名、それと収納嘱託員が1名という体制でした。

これが今度の4月からの体制ですけれども、副課長1名、徴収専門職員、これは1名増やしていただいて4名となっています。それと管理業務のほう、収納管理のほうに1名で非常勤職員、事務補助に1名。それと今回、県税のほうに1人派遣をしていただいております。この県税の分についてですけれども、単なる派遣ということではありませんで、嬉野市の未納の事案、約160人分を持って県のほうに行っていただいております。派遣といいましても、結局、市の160名の分を徴収するというふうなことになっております。実質、今のところ1名増といった体制になっております。

今後もこの体制が続くと思っておりますけれども、県税とか、今、国税OBの方にも来てもらっておりますし、県税のほうに派遣した職員も、新しい収納の、徴収のやり方とかを勉強して帰ってきてもらう予定ですので、この県税の派遣もずっと継続していっていければというふうな形で考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

1名増というふうな形になっているという、今お答えだったと思っておりますけれども、いわゆる従来から私たちも言っておりましたのは、要するに現年度課税をなるべく徴収できるようにせんと、先送りになったら大変だというふうなことでそういったマンパワーということも

言ってきたわけなんですけれども、今の話を聞いておりますと、去年からやっていたかな、収納アドバイザー等々の事業もあっておりますけれども、それを含めて収納のスキルが上がっているのかなというふうに考えるんですが、そこら辺はどう見ておられますか。

○議長（田中政司君）

税務課長。

○税務課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

スキルのものなんですけれども、国税のOBの方の知識はかなり豊富なものがありまして、我々がどうしようかというふうな、ちょっとちゅうちょするよう案件についても、このようにしたらいいよということで適切にアドバイスをしてもらっておりますし、非常に、クレーマーじゃないんですけれども、そういうふうな方が来られたときも、横に座っていただいて、指導という立場ではできませんけれども、こういうのがありますというふうなところで、職員と一緒に指導をしてもらっているというふうなところもあります。

去年は、残念ながら不動産公売まではいけませんでしたがけれども、調査費とかも上げさせていただいて、そこまで踏み込むようなところまでは来ておりました。残念ながら公売までには至らなかったんですけれども、そういうふうなことで少しずつはスキルもアップしておりますし、議員御心配されておりますけれども、徴収率とかについても、毎年僅かずつではありますけれども、確実に上がってきております。今度の平成31年度決算についても、ちょっとではありますけれども、前年を上回ったと、上回っている、まだ報告できる段階ではありませんけれども、そのような状況になっておりますので、今後も少しずつでも徴収率アップを図るように努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

今まで嬉野市の方針として、徴収の可能性がある限りは滞納処分をしないというふうな方針できておまして、ただそれが、新聞等々に載ったとき、その収納率まで合わせて載るものですから、他市町と比べると非常に収納率が悪いように見られがちなんですけれども、そこはしっかり現年度課税分の徴収をしっかりしていただいて、私たちも現年度課税はこういうふうでかなりパーセンテージが上がっていますよというふうにお伝えるようにしているんですけれども、そういった意味で、現年度課税分のしっかりした徴収を今後ともしていただきたいと思っておりますけど、そこら辺の心構えを市長にお伺いします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

毎年秋になると、そういったことで数字がある意味では少し、税の公平性の観点から誤ったメッセージが伝わるということで私も気をもむわけでありますけれども、議員御指摘のとおり、やはり現年度課税だけはとにかくしっかり取っていくということで、やはり皆さん御負担を平等にいただくという観点から、収納体制についても、これでいいというものはないと思いますので、取組を続けてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

これで歳出13ページから14ページまで、第2款、総務費について質疑を終わります。

次に、歳出15ページの第3款、民生費について質疑を行います。

15ページの1項、社会福祉費、2目、障がい者総務費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、負担金、補助及び交付金の件でお尋ねします。

放課後等デイサービス支援事業です。主要な事業の説明書は4ページですけれども、その件に関して、まず、対象者について伺います。

それと、この主要な事業の説明書のところ、利用者負担金補助の説明が書いてありますけれども、もう一度、詳細な説明を求めたいと思います。

あと3点目、補助の方法についてはどのように行うのか、教えていただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

まず、対象者についてですけれども、放課後等のデイサービスの支給を決定しております小学校1年生から高校3年生までが対象者ということになります。

それとあと、利用者負担金補助の詳細についてということですが、利用者が負担する金額が、学校等の臨時休校に伴って平日単価から休日単価になるわけですが、それによって増額した場合には、その差額部分を補助するというものになります。新規の利用者の場合は負担金の全額を補助することになります。

それと、補助の方法ですが、事業所のほうが平日単価で算出した利用者負担金を利用者から徴収をすることになるため、休日単価との差額分に当たる補助については、事業所のほうから市に請求をしてもらって、市から事業所のほうへ支払うというふうな流れになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、先ほど利用者負担の補助の内容なんですけれども、これは1点確認なんですけれども、新規の方は4,600円の利用料金と。ただ、平日が4,000円の利用料金になるとですかね。あと、その中に600円掛ける10か月分掛け40人という記載がありますけれども、この600円というのが差額分ですよ、平日と休日の差額分ということですよ。分かりました。

また、補助の方法に関しても今説明をいただきましたが、次に聞きたいのが、市内でこの事業に該当されるというか、展開される事業所数というのは何か所ありますか。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

市内では、特別支援学校以外で市内でいいますと、嬉野市内では4事業所だったと記憶しています。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

4事業所ということで、4事業所展開されているわけなんですけれども、今度この新型コロナウイルス対策の特別支援学校が臨時休校になった場合ということで、全て4事業所対応できるというふうな考えでいいのかということと最後に聞きたいということと、もう一点なんですけれども、今現状で利用されている利用者の方々よりも、やっぱり今度増えてくるところですよ、数名ではあるんですけれども。ただ、その分の数名に増えた分についての受入れ体制とかが大丈夫なのかということも懸念されますが、その辺のコンタクト等を考えていただいているのか、最後にそこを聞きたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

すみません、最初の質問をもう一度よろしいですか。

○議長（田中政司君）

うんっ。

○福祉課長（大久保敏郎君） 続

最初の質問がちょっと聞き取れなかったので、すみません。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

4事業所、今、市内で展開されているわけなんですけれども、もちろん、その4事業所とも今回、特別支援学校の休校に伴う受入れができるという解釈でいいのかどうかというところの確認です。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

その4事業所についても補助の対象ということになります。実際、制度上は休日単価を適用することになりますので、補助の対象ということになります。

それと、今後利用者が増えた場合というふうなことですけれども、今、新規のほうでも計上しております、10人については。新型コロナウイルスの影響によって新規の利用者のほうは今のところ出てはおりませんが、既存の利用者、40人、支給決定をしている方が40人はいらっしゃいますが、その方たちが今後増えてくるのかということところは、今後の新型コロナウイルスの状況にもよって、増えてくることはあるかとは思いますが、実際、今回70万円を計上しておりますが、利用者負担、限度額とかもありますので、増えたとしても、この70万円で対応できるというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私も同じく放課後等デイサービス支援事業についてお尋ねします。

こちらが今回、新規事業ということですが、当初予算でございます障がい児通所給付費等事業の中で、放課後等デイサービス就学児対象ということの関連だと認識しておりますけれども、まず、それでよろしいでしょうか。

その中で、学校が休日ということの対応として、既存利用者の負担増額と新規利用者負担額とあります。その中で、既存の利用者さんが今40人いらっしゃるということの確認をまずお願いしたいと思っております。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

今の最初の質問についてですけれども、この放課後等デイサービス支援事業というのが、障がい児の通所事業サービスの中の一つでしょうかという質問ですよ。そのとおりでございます。

それと、あと40人については、先ほどもお答えしたように、現在、支給決定をしている既存の利用者の方が40名いらっしゃるということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

分かりました。では、現在、市内では4事業所があって、既存の利用者が40名ということですね。

そこで、負担増額分の600円とありますけれども、先ほどの質問でもありましたけど、1か月の利用料はまず幾らでしょうか。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

ここに600円というふうに書いているのは、平日単価と休日単価の差額の分で、1人一月大体この一般世帯のほうで算出をしているわけですけれども、一人一月に大体600円ぐらいの差額が生じるのではないかとということで計上をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

1日幾らですか。1か月幾らですかという質問なんですけど。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

一月の負担額というのは、これは利用日数にもよりますので、一概に幾らというふうにはなりません。ただ、1日当たりの負担額というのは、数字は把握をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

1か月とかは利用日数が違うのでということですがけれども、私がちょっと理解できなかったのが、この差額が600円というのがどこから来ているのか、すみません、理解できなかったので、説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

先ほども言いましたとおり、一般世帯の方での利用料の平日単価と休日単価での差額が一月——さっきの利用日数もまちまちですので、利用日数が幾らということでの算出なんかは今把握をしておりませんが、大体それくらいだということでは計上しております。

○議長（田中政司君）

次に、宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

先ほどのお二人の質問でおおむね理解ができましたけれども、まず、2点だけ。

1点目は、臨時休校をするのに、何で休日単価となるのか、この根拠を教えてください。

それと、先ほど少し出ましたけれども、臨時休校がほんの月のうちに数日しかない。それが月額で600円増える。このあたりの負担額がどうなるのかをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

臨時休校した場合の休日単価となるのはどうしてかということですがけれども、休日単価を適用するのは放課後デイサービス事業の要綱にもありますけれども、制度上、臨時休校した場合は休校単価を設定するというふうになっております。

それと、あと、臨時休校が月数日の場合、利用者負担はどうなるのかということですがけれども、実際に臨時休校が一月のうち数日だった場合は、利用した日数分の休日単価で算出された利用者の利用負担額を払っていただくということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「オーケーです」と呼ぶ者あり）

これで歳出15ページの第3款、民生費についての質疑を終わります。

次に、16ページの第4款、衛生費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、17ページから18ページまでの第6款、農林水産業費について質疑を行います。

18ページの2項、林業費、4目、造林費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

市有林森林経営事業についてお尋ねいたします。

これは新規事業であります。主要な事業の説明書の7ページにありますので、それに沿って質問をいたします。

まず、3項目にわたりましてお尋ねします。

この該当地は全体の市有林の何%に当たるのか、今回の対象区域はどこなのか、財源といたしまして、国費等々ないのか、確認をいたします。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

まず1点目、該当地は市有林の何%かということですが、今現在、市有林の面積が約457ヘクタールございます。今回の計画面積、5か年の計画面積といたしましては約46ヘクタールの施業を予定しておりますので、約10%施業ができるものと思っております。

あと、対象区域についてですが、場所は不動山でございます。不動山の林道丹生峠線の沿線を中心として、そこから施業を行っていくというようなことで考えております。

あと、国費についてなんですが、まず、国の補助が10分の3でございます。それと、県の補助で10分の1、合わせて10分の4ということで、40%の補助があるということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

今、手元に資料をいただきました。この資料ですね。（資料を示す）これ見方は、こちらの右下のほうは俵坂の国道があるほうになりますよね。それで、左の上のほうが大舟のほうになるんですかね。この茶色い分がスーパー林道というんですか、植樹祭のときにできた林道ですね。それを境にしながら、面積的には長崎県寄りのほうが広いと、この表ですね。

（資料を示す）分かりました。

それで、この中でですけれども、作業道の新設、また搬出、間伐、これも伴うということ で5年契約であるわけですが、年ごとにずっと記載があります。これは、例えば間伐等々いたしますと、それは間伐材というのは販売にもつながるのか、確認をいたします。

それと、事業主体の記載がありますけれども、どこなのか、確認をいたします。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

議員のおっしゃいますように、間伐については搬出間伐、それと切捨て間伐の2つで運営を行うようにしております。この搬出間伐につきましては用材、販売、売れるものは売って収益を得るといようなことで考えているところでございます。また、この経営計画につきましては、森林組合のほうに計画を作成していただいておりますので、事業主体も森林組合ということになります。したがって、主体の森林組合で事務手続含めしてもらおうというふうなことでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

それじゃ、用材として使いますということで、販売につながるといいましたら、また新たに別途で歳入みたいに入ってくるということで理解していいんでしょうかね。

それともう一つは、先ほどの、国から10分の3、県から10分の1含めて40%ですか。この分は今回一般財源ですけれども、違う形で財源に、ここには記載がないけどということで理解していいですね。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

まず用材、搬出間伐の売上げにつきましては、間伐を行いまして、売上げが出たものを差し引いて、今のところは負担金としてお支払いをしようかというふうなことで考えております。

あと、補助については国と県の40%で、残りは一般財源のみでございまして、起債を充てる（発言する者あり）一般財源のみでございまして。（79ページで訂正）

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

これで歳出17ページから18ページの第6款、農林水産業費についての質疑を終わります。

次に、歳出19ページの第7款、商工費について質疑を行います。

初めに、19ページの1項、商工費、2目、商工振興費について質疑の通告がありますので、

順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

今回新しく上がっています支援事業の3点についてお尋ねをいたします。

○議長（田中政司君）

これは一緒によかですかね、役務費、委託料。

○12番（山下芳郎君）続

はい、一緒をお願いします。

「うれしのがんばろう!!産業給付金」とありますけれども、今朝方、手元に資料を頂きました。前回、緊急に「うれしのがんばろう!!応援給付金」というのがあったんですけれども、それをカバーする意味で今回30%ということで上がっていますけれども、そういった理解でいいものか、まず、そのことだけ聞いてよかですかね。それぞれ通しでよかですかね。

それでは、通しで確認します。

もう一点が、「〇in（まるいん）うれしの」であります。「〇in（まるいん）うれしの」につきましては、これも前回の武雄市と一緒にになった分の1億円キャンペーンがあったんですけれども、これは県内を対象にしながら新しい給付金が出ております。これにつきまして、前回の1億円キャンペーンのときも申し上げたんですけれども、この新型コロナウイルスの収束後に利用ができないのか、確認をいたします。

あともう一点は、「うれしのウキウキパック」ですけれども、この分につきましては、それぞれお米であってみたりお茶であってみたりでありますけれども、その中の品質、1,000円相当とありますけれども、品質、内容、それぞれ生産者から上がってくるんでしょうけれども、中身の確認というのはそのまま受け入れていいものか。どこかでチェックが入るのか、確認をいたします。

以上です。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

まず、新型コロナウイルス関連の緊急支援事業ということで、まず、「うれしのがんばろう!!産業給付金」のほうでございますが、「うれしのがんばろう!!産業給付金」と「うれしのがんばろう!!応援給付金」との違いはということでよろしいでしょう。（「違いというか、まあ、はい」と呼ぶ者あり）今回の「うれしのがんばろう!!産業給付金」と「うれしのがんばろう!!応援給付金」とで比べますと、対象事業者の要件が変更となっております。支給額に少し違いがあります。

まず、対象期間が、「うれしのがんばろう!!応援給付金」は1月から4月までとしており

ましたが、「うれしのがんばろう!!産業給付金」では、1月から6月へ変更しております。

また、比較する売上げの減少率としまして、「うれしのがんばろう!!応援給付金」は50%でしたが、「うれしのがんばろう!!産業給付金」は30%と変更しております。

それからまた、比較の対象の所得の見極め方として、「うれしのがんばろう!!応援給付金」では特に設定をしておりませんでした。「うれしのがんばろう!!産業給付金」では、産業を継続していただくという意味合いで今回の予算を計上しておりますので、総所得の50%を占める事業であり、収入130万円以上としております。

給付額につきましても、上限額を15万円から上限額10万円と変更しております。

それから、続きまして「Oin（まるいん）うれしの」につきましてですが、利用期間を新型コロナウイルスの収束後にできないかということでの質問だったと思うんですけども、利用期間を新型コロナウイルス収束後に開始するということも考えられるんですけども、新型コロナウイルスの収束がいつになるのかが今現在はっきりしない状況であります。そういう中で考えたところ、この事業を打つタイミングは非常に難しいというふうに考えております。

また、ワクチン等の予防薬が開発されるのはまだまだ先になるのではないかということですので、観光需要が落ち込んでいる今のタイミングで、感染が今のところ鎮静化している県内の方を対象に打つほうが効果的ではないかと考えたところです。

御意見のように、完全に新型コロナウイルスが収束してから打つということも考えられるんですけども、感染後にこの事業を打つといった場合に、どうかということでも考えたところ、欧米の先進地のように衛生管理や安全・安心対策だけでなく、市場動向に注視しながら予測を立て、能動的なマーケティングに取り組むべきではないかと考えました。

このため、お客様が戻り始めるのを待つのではなく、戻っていただくために動くことが必要だと思いましたので、国、県に先んじて嬉野市独自の取組を実施することで、観光動線の優位性を見据えて、視野に入れながら流れを呼び込む経済活性化に努めていきたいと思っております。

「うれしのウキウキパック」の中身ということですかね。この「うれしのウキウキパック」につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症の影響などで嬉野市へ帰省ができなかった方や県外にお住まいの親戚や友人の方に嬉野の地場産品を送ることにより、ふるさと嬉野を感じてほしいというところで計画しております。

希望される方には、嬉野の特産である鍋野和紙のメッセージカードに一筆お手紙をしたためることも可能ですので、地場産品を送ることにより、市内の事業者の販売促進を併せて行うことも考えております。

地場産品の内容のことですが、米が2キロ——1キロの2つ入りで2キロ。それと、お茶が100グラム、それに嬉野の水500ミリリットルを2本と、ほかに選定可能なものとして、お

菓子、紅茶、窯入り茶、吉田焼、ティーボトル等を想定しておりますが、これは参加店を今募集しているところです。そして、郵送料も含めて最大で5,000円相当のものを2,000円で販売を予定しております。

品質の確認につきましては、専門家とかに品質をしてくださいということではなく、実際に販売されているお店のほう、生産者の方も販売されている方を加盟店として登録するようにはしておりますので、その品質は確保できるものと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

今の補足の説明になりますけれども、品質の確保という点ですけれども、本当にそこが非常に重大なところだと思っております。お茶、お米を出していただきます皆様のほうに、あくまでも嬉野のブランドというのをしっかりと守った、それに見合うような商品をお出しくださいということをお願いをしておるところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

それでは、この3点の中で1つ、「Oin（まるいん）うれしの」の件で課長から御答弁をいただきましたので、理解をいたしますけれども、やっぱり非常に微妙なところでもありますけれども、その中で、あえて能動的にしたいという積極的な方策ですね。これについては特に、時短の競争じゃないけれども、積極的に嬉野が動いておられるということは、やっぱりいろんな面で皆さん感じておられると思いますので、そういった面で、経済対策の中での一策と思って理解しております。

その中で一つの方法を、やっぱり「Oin（まるいん）うれしの」でも受入れ側の旅館といいますと、お土産品とかいろいろありはしますけれども、一つのデポジットと申しませうか、前金を頂いて、それを収束後に使うということで、予約の段階で、旅館等々は大変になるけれども、そこで受入れのところその内容が分かりますので、商品も分かりますので、前金で頂いて、それを、予約制ですから、何月何日という形では検討なさったのか、そういった方法もあるんじゃないかと思っておりますけれども、御意見どうでしょうか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えします。

前金で受け取っての事業展開ができないかということですが、前金というのは、予約を入れた段階での前金ということですか。（発言する者あり）事業につきましては、いろいろなやり方があると思います。ある一つの旅館等でもそういうやり方、先に利用するのを募集してある旅館もあるとは思いますが、今回は、旅館、お店等も全部を回っていただいてということで考えておりますので、クーポン券の利用ということでしてございまして、半額補助ということですので、旅館のほうには後払いの形にはなっていますが、半分は本人さんがそのとき払うという形になりますけれども、残りの分は1億円キャンペーンと同じように後の支払になってしまいます。

前もって予約の段階でということなんですけれども、予約された分が全部実施できるかという、新型コロナウイルスの状況もありますので、なかなか今厳しい状況ですので、期間限定で行う、予算の範囲内で行う事業でありますので、そこはちょっと難しいかなと考えて今回のやり方にしております。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

それでは、ここで、先ほどの山下芳郎議員の市有林森林経営事業について修正の答弁がありますので、これを許可いたしたいと思っております。建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

失礼します。市有林森林経営事業の最後の質問で、主要な事業の説明書のほうに国等の補助の記載がないということで質問を受けておりました。ちょっと私が勘違いしておりました。この記載がないというのは、実は市が主体ではなく、森林組合が主体となります。その主体である森林組合が、国、県の補助金申請とか、そういうものをされるわけです。その申請をされた残りの分を市の負担としてお支払いをするということになります。

あと、売払いの収入、負担金を差し引いてということで申し上げましたが、負担金は負担金でお支払いをして、売払いについては財産の売払い収入のほうに入れていくというような形を取りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは次に、諸上栄大議員。

諸上議員は、これはどがんふうになるですか。

○2番（諸上栄大君）

「うれしのウキウキパック」の件で1回……

○議長（田中政司君）

「うれしのウキウキパック」、「Oin（まるいん）うれしの」、2つですね。

○2番（諸上栄大君）続

はい。別々に……

○議長（田中政司君）

別々にということでしょう。

○2番（諸上栄大君）続

はい。

まず、緊急経済対策事業、「うれしのウキウキパック」に関してお尋ねします。

詳細内容に関しては、先ほどの質問の中である程度理解できましたので、今日頂いたこの資料の中からお聞きしたいと思います。この「うれしのウキウキパック」の参加店の店舗の募集ということで今日資料を頂きました。ありがとうございます。

今現状として、これはページも載っていますけれども、募集中だと思えますけれども、現状で今、どれくらいの募集状況なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

「うれしのウキウキパック」の参加店の募集の申込み状況ということですが、今現在まだ募集期間の最中ですので、全てが出そろっているわけではございませんけれども、それぞれに申込みはされているんですけれども、お茶のほうで今現在、昨日までの数字ですけれども、13店舗予約があっております。

お茶以外のところで、今11店舗ぐらいですね。

それと、お茶の分で小売店さんのほうからは14店舗ほどの加盟の申込みが今来ている状況です。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

締切りは15日ということですので、状況的にはタイトな予定だと思います。

次、参加の募集のこのチラシに実施方法と書いてあります。その中で、利用者がチャオシルにおいてお申し込みということで記載があって、それから、市から各業者へ発注票を送付。各業者が発注票を確認し、商品をこのめ会へ納品。このめ会は、納品物を梱包し、ゆうパックにて発送ということで書いてありますけれども、このチャオシルでの申込み、これはどのような形で申込み方法を、そこで電話なり、ファクスなり、どういうふうな考えがあるのか

ということと、もう一つは、チャオシルを申込み先に選定された理由というのがあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

チャオシルでの申込み方法と、なぜチャオシルを選んだのかということの質問だと思いますが、まず、チャオシルで申込書を提出していただくということで、申込書につきましては、事前に各戸配付をしたり、ホームページに乗せたり、観光商工課や商工会等に申込み用紙を置いておきますので、そこで参加申込書を手に入れていただいて、記入していただいて、それをチャオシルに持って行っていただくという形で考えております。

チャオシルをなぜ選んだかということですが、まず、チャオシルにつきましては、議会の中でも再々取り上げられておりますが、なかなか、チャオシルに行ったことがない人もいらっしゃるのではないかとということと、嬉野の地場産品であるお茶をふるさとに帰れなかった方に送るという意味合いも含めておりますので、チャオシルのほうでできないかなということを考えました。

それとまた、チャオシルの場合は土曜日も日曜日も開いておりますので、利用者の方が行きやすいのではないかなということで、チャオシルでの申込み受付ということで検討をいたしましたところ です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

チャオシルの活用ということに関しては非常にいいかなと思いましたが、ただ、利用者側としての利便性を考えた場合、その申込み用紙は結構いろんなところで入手できるわけですよ。それを実際、今先ほどの課長の答弁の中でチャオシルに持っていくというようなことで答弁がありましたけれども、その利便性に関してはもう少し工夫をして、例えばファクスで送るとか、そういうところを御検討していただければいいのかなと私個人的には思ったんですけれども、その辺のお考えはないのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

おっしゃるとおり、いろいろな方法で受け付けるほうが申込者の利便性という意味ではいろんなところでしたほうがいいとは思いますが、今回のこの事業自体が、予算の範囲内で2,000パックということで限定の品となっております。そうした場合には、管理を1か

所でないと、在庫の管理等が非常に難しくなってくるのと、この事業につきましては、現金の支払を確認してからの発注ということにしておりますので、その辺を考えたときに1か所でやったほうがいいんじゃないかということで、このような仕組み等を考えました。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○議長(田中政司君)

次、諸上栄大議員。

○2番(諸上栄大君)

次に、「Oin(まるいん)うれしの」の事業でお聞きします。

この事業の内容の対象者に関して、キャンペーン期間に関してお聞きしたいと思いますが、この2点に関して、まずお聞きしたいと思います。

○議長(田中政司君)

2点、①と②ということ。

○2番(諸上栄大君) 続

はい。

○議長(田中政司君)

観光商工課長。

○観光商工課長(中村はるみ君)

お答えいたします。

事業の対象者についてということによろしいですかね。対象者につきましては、先ほども答弁しましたように県内の方を対象に考えております。

理由としましては、国の非常事態宣言が解除されたことに伴いまして、佐賀県でも県境を越えた移動を除いては解除されました。今はまた、そこも解除されている段階ではありますけれども、まだまだ感染が完全に収束したということではありませんので、市としましても、県内での新型コロナウイルス感染状況が落ち着いてまいりましたので、県内の方を対象とした事業内容としております。

それから、キャンペーン期間につきましては、6月20日から7月26日までを期間としております。

以上です。

○議長(田中政司君)

諸上栄大議員。

○2番(諸上栄大君)

県内の方を対象ということでチラシにも書いてあったんですけども、宿泊者を対象としていらっしゃる事業だと思いますけれども、この1個前の武雄・嬉野合同キャンペーン、これのときにもちょっと話をしたんですけども、宿泊者限定というようなことになっていま

すけれども、例えば法事とか、冠婚葬祭等の利用で幾らかの思い出づくりにもなると思いますけれども、そういった観点で補助対象にするという考え方がなかったのかということと、もう一つは、キャンペーン期間に関しても7月26日ということで、6月20日から7月26日まで、夏休み期間中に入って26日。31日までにすれば切りもよかったのになど私個人的に思ったのが1点と、もう一つは、7月に連休がありますよね、今回4連休ぐらい。そのときはこの対象になるのかどうかということ。

あと、もう一つは、③に記載していますとおり、その他参考となる事業に記載されてある内訳についてなんですけれども、委託事務等が約400万円ほど計上されていますけれども、この内容が分かればお聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

まず、「Oin（まるいん）うれしの」の対象が宿泊客になっていますが、滞在者の方にもできないかということですね。今回、この事業につきましては1億円キャンペーンが途中で中止になりましたので、そこで考えた事業でもありますので、宿泊者を対象にということで考えております。

なぜ7月26日までとしたかといいますと、国、県の「Go To キャンペーン」事業が7月の中旬ぐらいから実施されますよという情報が入ってきましたので、そのキャンペーンが開始するまでのつなぎの事業として考えてこの事業を実施するようにしておりますので、7月26日までとしております。

それと、事業費の事務費のことでよろしいでしょうか。今回のこの新しい事業につきましても、前の1億円キャンペーンほかと同様、商工会、旅館組合、観光協会等に事務を委託しようと考えておりますので、それぞれに係る事務費を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

ありがとうございます。

最後、3回目ですけれども、先ほど課長からの答弁の中で、やはり今回のこの「Oin（まるいん）うれしの」、市が先立って、起爆剤となるような事業のために先駆けて、多少リスクもあるということでおっしゃっていただきました。確かに、リスクはあると思います。やはり懸念されるのが第2波、新型コロナウイルスの第2波が県内で発生した場合、この辺の扱いが大きなこの事業のターニングポイントになるところだろうと思いますけれども、そ

の辺の考え方に関してはどのような考え方を持たれているのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えします。

もし佐賀県内でクラスター等が発生した場合には、事業は中断したいと思っております。ましてや嬉野市内での発生とか、そういうことがあった場合には即中断して対応したいと考えております。

また、この事業を実施するに当たりまして、今現在、参加加盟店を募集しているところですが、その募集要項の中にも、新型コロナウイルス感染症予防対策でどういうことを講じていますかということもお聞きするようにしておりますので、その辺には十分注意して執り行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、山口政人議員。

○13番（山口政人君）

内容的には大体分かりました。ただ、この10万円以上、それと30%以上の減収ということなんですけど、この根拠を教えてください。

それから、20%以上の減収というのは考えられなかったのか。

それと、こういった種類のものは課税の対象なのか……

○議長（田中政司君）

今のあれですね、「うれしのがんばろう!!産業給付金」のことであって、「〇in（まるいん）うれしの」についてはもうよかですか。後でということ。

○13番（山口政人君） 続

うん、後。

○議長（田中政司君）

それじゃ、「うれしのがんばろう!!産業給付金」のこの②についてですね。観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

10万円の根拠はということでよろしいでしょうか。今回、この「うれしのがんばろう!!産業給付金」をなぜするかといいますと、前回行いました休業協力金、「うれしのがんばろう!!応援給付金」等の受付をしている中で、休業協力金につきましては県の休業要請を受けた施設が対象、「うれしのがんばろう!!応援給付金」につきましては50%以上の減額に

なったところが対象ということでしている中で、50%にはならないけれども、苦しいよというような声と、県の休業要請にはなっていないけどお店を閉めていますよというような声もお聞きしました。

そういう中で、今回、「うれしのがんばろう!!応援給付金」は50%減額されているところが対象でしたけれども、もう少し条件を緩やかにして、30%までは給付できるような形でできないかなということで検討していきまして、ほかの給付金等を見ていたところ、やはり15万円同じではいけないのではないかとということで、もう少しよその状況を見ても10万円ぐらいというのが結構ありましたので、10万円で設定をいたしました。

20%減も考えなかったかということですが、いろんなことを聞いていく上で、通常に事業を行っていく上で、変動範囲の中に1割、2割というのは普通の事業展開でもあることということをお聞きしましたので、3割減のところを対象といたしました。

課税の対象になるかということですが、現在、この休業給付金、「うれしのがんばろう!!応援給付金」につきましても課税の対象になると聞いております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

それでは、「Oin（まるいん）うれしの」なんですけど、こういった宿泊施設は、いわゆる二、三の施設に集中はしないのか。というのは、やはりそういったものの一人勝ちにはなりはしないのかというような懸念があるわけですよ。そこら辺をどうしていくのか。

それと、これもやっぱり課税の対象になりますよね。その2点。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

1か所に集中するのではないかと質問だったと思いますが、前回の1億円キャンペーンの結果を見ますと、1か所に集中するということではなく、結構分散して利用していただいておりますので、今回も一人勝ちというようなことはないのではないかなと考えております。

それから、今回も収入にはなりますので、課税の対象にはなると思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

いいですか。

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私は、緊急経済対策事業と緊急支援事業で分けて質問をさせていただきます。2回。

○議長（田中政司君）

そいけん、「うれしのウキウキパック」、「Oin（まるいん）うれしの」と、「うれしのがんばろう!!産業給付金」とに分けるということですね。

○8番（増田朝子君）続

経済対策は一緒にします。

○議長（田中政司君）

うん、経済対策は2つ一緒にということですね。

○8番（増田朝子君）続

はい。

まず、緊急経済対策事業の中で、前段で市が5月の連休とか、第一弾で1億円キャンペーンとか、あと連休にありましたドライブスルーとかいろいろな経済対策がありましたけれども、今回、「Oin（まるいん）うれしの」とか「うれしのウキウキパック」、そういう事業を導入した経緯というか、前回のいろいろな留意点とか、対策とか、反省というか、問題点とか、課題とかあった上での今回の事業導入と思いますけれども、その辺をお伺いしたいと思います。まずそこをお願いします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えします。

今回の事業の導入の経過ということでよろしいでしょうか。（「前段を」と呼ぶ者あり）前段を踏まえてのですね。（「はい、どういうところに留意しているか」と呼ぶ者あり）はい。

今回の事業につきましても、前回の事業同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をするために、4月から全国的に緊急事態宣言が発動されて、県内外問わず、不要不急の外出を自粛してくださいということになりました。そういう中で人の動きが途絶えてしまいましたので、市内の主要事業である観光業等、そこは非常に致命的な打撃を受けているところになっている状況でございます。このような状況を少しでも打開するためには、4月に途中中止となってしまいましたけれども、1億円キャンペーンを行いましたし、5月より「おいしいを、いっしょに。」ということで、「うれしのタク配」とか、「うれしいわくわくパック」、「うつわdeグルメ」等の事業を行いました。議員さんから質問がありましたように、「うれしいわくわくパック」につきましては思った以上の好評で、皆さんに来ていただいて即完売となったような状況でございますが、これらの事業を見た上で今回の事業を行うことになったわけですが、今回、前の事業の課題等も考えながら、まずはスムーズに事業

を遂行できるようにということを一番に考えて今回の事業を行うように検討したところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

今回スムーズにということですのでけれども、なぜ私がこの質問をしたかと申しますと、前回のドライブスルーにしても、今、課長は好評でということだったんですけれども、やっぱり販売の仕方というか、受け取りの仕方とか、よかったと言う人もいらっしゃいますけれども、ほかの買えなかった、行ったけど買えなかったとか言われる方も大勢いらっしゃいます。その声が届いてまいりました。

具体的に質問をしたいと思っておりますけれども、そんな中で、まず、ここに委託とありますけれども、それぞれの委託先をお伺いします。

それと、400万円が事務費とは先ほど答弁がありましたですね。

あと、この「うれしのウキウキパック」ですけれども、これは1人2セットまでとチラシにありますけれども、これは、例えば1家族3人行っても1人2パックよろしいんでしょうかということをお伺いしたいと思いますけれども、前回もあったんですが、結構買える人は買えて、偏ってしまうんじゃないかなというのを前のドライブスルーでも思ったところでありまして、その辺は今回のいろいろ、「うれしのウキウキパック」にしても「Oin（まるいん）うれしの」にしても、その辺は考慮していただいたかなというところはちょっとあったので、質問をさせていただきます。

それと、「Oin（まるいん）うれしの」では、県内在住の確認はどのようにされるんでしょうかということですね。

それと、すみません、あちこち飛びますけど、「うれしのウキウキパック」が7月1日からありますけど、例えば、前のドライブスルーでも、時間とか11時とあったんですけど、朝早くから、7時から並んでいらっしゃったとかお聞きしますので、今回は受付時間が何時からとか、そういう対策とかどのようにされますでしょうか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

今質問で、まず、「うれしのウキウキパック」が1人2パックまでということで、家族3人で来ても1人2パックかということですのでけれども、想定としては1人2パックまでということをお伺いしておりますので、今回は、送るものですので、本人が買うものではなく送り先

に送っていただくということですので、1世帯というようなことを想定しておりますが、同じ世帯かどうかの確認まではできない状況ではありますけれども、1世帯と考えております。1世帯といいますか、1人がということですね。そこが、前回のドライブスルーのときにも1人ということですが、1世帯ということをお願いしたところなんですね。家族で来られた場合は1つですよ。隣の方と一緒に来られた場合はそれぞれ買えますよということでしたので、今回も1人ということと考えております。

それから、県内の確認の方法ということですが、受付のときに、必ず免許証や身分証明書等で住所を確認するようにしております。そこは受付のときに確認をしてくださいということしております。

それから、受付時間ですけれども、これはチャオシルの開いている時間となりますが、一応受付時間は、この「うれしのウキウキパック」につきましては9時から4時半ですよということでしたと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

追加で答弁をさせていただきますけれども、5月の連休のときにドライブスルーで行った販売ですけれども、あの分につきまして、当初1人1パックということで御案内をしておったかと思っております。

ただ、議員も御発言がありましたように、あまりにも反響がよ過ぎて、たくさんの方がおいいただきましたものですから、急遽1人1セットというよりも、家族で乗ってこられたときには、ほかの方もお譲りをしたいということをお願いをして、世帯ということでの販売をしたところでございます。

今回につきましては、先ほど商工観光課長が答弁をしましたように、人ということと考えております。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

ちょっと理解に苦しむんですけど、1人ということで、私は1世帯というその確認ができれば1世帯に2パックまでが妥当かなという私の個人的な意見です。

ドライブスルーのときも、本当に、11時とあったけど、2日目、3日目となるにつれて、来られる方がだんだん早く、7時ぐらいから並んであったということですので、今回もそこがものすごく気になるんですけども、どのような対応——朝早くから順番を取るのに早くから——これだけのプレミアムがつきますので、本当に送りたいという方が多いんじゃない

かなと思います。そういった中で9時からということですが、7時とか、8時とか、前もって来られる方がいらっしゃるんじゃないかなと思いますけど、その対応はどうされるんですか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

前回のときはそちらのほうでの販売ということで、先着というような形ではありましたが、だんだんと、いいよということで、日々、回数を重ねるごとに時間が早くなって早くオープンしたということでもあります。

今回につきましては、チャオシルのオープン時間等もありますので、一応9時から4時半までですよということを告知していきたいと考えております。それで、皆さんにもその時間帯で来ていただくようお願いをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

では、緊急支援事業についてお尋ねします——先ほど委託先を聞いていなかったんですけど。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

すみません、委託先は、先ほどお答えしましたように商工会と旅館組合、それに観光協会が旅館組合と一緒にされていくというような形になっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

では緊急支援事業で、それこそこれも、先ほどからの答弁で大体分かりましたけれども、こちらの委託先としては、まずどちらになりますでしょうかということと、受付場所はどちらになりますか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

「うれしのがんばろう!!産業給付金」の委託先ということでよろしいでしょうか。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）「うれしのがんばろう!!産業給付金」の委託先は商工会にお願いする予定です。

それから、受付場所ということですが、今のところ、予定としましては市役所で受付を行う予定としております。（「市役所ですね」と呼ぶ者あり）はい。前回の「うれしのがんばろう!!応援給付金」、休業協力金と同様、市役所の中で受付をしたいと考えております。以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

委託先は商工会ということで、じゃ、商工会の方が来られて受付をそこでされるということで理解してよろしいんですか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

商工会に委託いたしますけれども、市も協力して行いますので、受付自体は市のほうで対応したいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

委託先は商工会ですけど、受付は市のほうでということですね、理解できました。

今回、30%の減額ということで収入が減った事業所ということですが、この440施設の数字というのが、この前、合同常任委員会的时候も説明があったかどうかちょっとあれですけど、その440施設の根拠をお願いします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

平成26年度の産業センサスの対象事業所が約1,320施設となっております、その3割程度が多分対象になるのではないかなということで、これが約400施設。それと、同じく経済センサスの対象事業所の中の個人事業主の中の農業経営等を行っている施設として300事業所等があるかなということで、先ほど要件の中にありました130万円以上の施設として300事業所等を考えております。

それと、農業以外の個人事業所が約100ありますので、そこを合わせて計算しまして、その合計の7割程度が該当するのではないかなということで280事業所を考えております。

それで、先ほどの400施設と280施設を足しまして680施設になりますけれども、「うれしのがんばろう!!応援給付金」と休業給付金を受けている施設が240施設ほどありますので、そちらをマイナスしまして440施設を対象としております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

まず、今日、資料をもらったので、この分からちょっとだけ。

○議長（田中政司君）

ちょっと待ってくださいね。2つ、どがんふうに。委託料ですけど……

○15番（梶原睦也君） 続

緊急経済対策で一まとめでいいです。

○議長（田中政司君）

緊急経済対策事業と、緊急支援事業と別々にということ。

○15番（梶原睦也君） 続

「○in（まるいん）うれしの」と「うれしのウキウキパック」も一緒に……

○議長（田中政司君）

一緒にですね。

○15番（梶原睦也君） 続

はい。緊急支援事業の「うれしのがんばろう!!産業給付金」は別に。

○議長（田中政司君）

別にですね。はい。

○15番（梶原睦也君） 続

これをもって、このパックの中身ですけど、うれしのの水とありますよね。これはどこから出るのか、この点について。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

以前、水道課のほうで販売しておりました、うれしのの水のペットボトル水、これを水道課が西部水道企業団に統合されるというところで、市のほうでどこで売るかということを検討していただいた結果、やはり観光で使ったりすることが多いということで、観光商工課の

ほうで販売するようになりまして、今現在、観光商工課のほうでうれしのの水を販売しておりますので、その水を一緒に同封しようと考えております。

嬉野のお茶に一番合うのがうれしのの水と聞いておりますので、それを一緒に入れて送ることによって、おいしいお茶を入れていただくことができるのではないかと考えております。以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりました。そして、その収入は雑入のところに入るんですかねというのはちょっとそこに置いておいて。

あと、1億円のキャンペーンが出たときに、緊急対策として嬉野の産業を考えたときに、やっぱり取り組むべきことで非常に大事なことだと思ったんですけど、その後、同じような事業がずっと出てくるわけですよ。やり方としてはこういうやり方、例えば宿泊を半額にするとかというのはもちろん分かるんですけども、そういった中で、武雄も同じような形でやっているんですけども、今度「Go To キャンペーン」も同じような形で。

そういう事業を見たときに、要するに事業の決定というのをどういう形でされているのか。市の職員さんたちが話合っとういふのをやろうとか、そういうのをどういう形で決められているのか。現場のそういった観光関係の方、商工会の関係の方とか、もちろんそういうところに返ってくるわけですので、そういった現場の声もしっかり吸い上げた形でこういう施策を取られているのか。非常に大事なこと、今後もまた第2弾、第3弾と、要するに地方創生臨時交付金を使ってやるわけですので、そういった取り組み方の基本の部分を教えていただきたいんですけども、市長になるのかな。ごめんなさいね、ちょっと一般質問的になって申し訳ないですけど。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

武雄市との共同キャンペーンが中止になったその段階から、やっぱりまた落ち着いたらこれはぜひというような要望等を強く旅館さんだけでなく、まちの人からも寄せられておったということでありますので、その辺のタイミングを見計らっていたということで今回が緊急事態宣言が解けたというところが一つのタイミングだろうということで、今回この企画を立案させていただいております。

今回、県民にキャンペーンを広げるということでありますけれども、将来的な中身はマイクツーリズムというような言葉もありますけれども、これから長距離の移動による観光で

はなくて、割と近いところで観光をする、そういったところでゆっくり過ごすということで家族同士の大切な時間を過ごす、そういった価値観がこれから台頭してくるのではないかと、いうふうに言われている中で、佐賀県内で宿泊をするということがなかなかない機会でもありますので、そういった呼び水にもなるのではないかと、ということで、県民に広げさせていただいたということでもあります。

「Go To キャンペーン」との期間については、そのスケジュール感を図るところではありますけれども、以前、熊本地震のときの「九州ふっこう割」のように、ある災害が1か所とか狭い地域の箇所において発生した場合であればその復興割ということで国のキャンペーンに乗っかるだけでも自然と、九州であるとか、熊本に旅行に行こうという方の目が向いたわけでありましてけれども、今回の場合は全国的な災害というふうに位置づけられておりますので、恐らく収束を待っていると、みんなが一斉に動き出したときには、嬉野とか、九州、佐賀、そういったところのエリアで見ると埋没する可能性があるというふうにも判断をいたしましたので、いち早く動く。そして、嬉野が先に動いたぞということで、先日、記者発表したときに武雄のほうからもすぐ電話がありましたけれども、キャンペーンの概要についても、それはお互い競争するとかそういうことじゃなくて一緒にやるということがいいことだろうということで、そのように概要についても私のほうからお話をさせていただきました。

そういったことで、いろんな地域でこれから誘客合戦というふうな形にもなろうかというふうに思いますけれども、私どもも、議案を議決いただきましたら、即座にそういったところのPR、誘客にも動きたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「その前の段の雑入に入るところ、水道の」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

うれしのの水の収入の部分につきましては、通常どおりの雑入で上げたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

ということで、先ほど山口政人議員のほうからもありましたけれども、私も一番気になるところが、やっぱり公平性、最初に出しているんですけれども、こういった事業の公平性というのをきちっと担保していかないと、事業者間で、あんたのところばっかいみたいなこと

にならんようなですね。私も対案を持たないので、非常に言いにくいんですけども、やっぱりそこら辺はしっかり、できる限りの対応はやっぱり考えて事業を持っていかないと、市民同士で争うみたいな形にならないような事業展開をやっていただきたいなということは、これは要望でしておきます。私も対案持たないので、そういうことを考えて今後していったきたいと思います。

○議長（田中政司君）

次、緊急支援事業（産業給付金）。

○15番（梶原睦也君） 続

これについては、前もらった方も再度もらえるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

今回の「うれしのがんばろう!!産業給付金」につきましては、前回の「うれしのがんばろう!!応援給付金」と休業協力金をもらっている方は対象外としております。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

対象外ということですが、ただ、期間が2か月延びているので、ここにかかっても、前もらった人はもらえないということですか。分かりました。

こういった給付金関係ですけども、国の持続化給付金、県の持続化給付金、各自治体の応援給付金みたいな形で、給付金がいろいろ出てくるんですけども、先ほどありましたように税の対象になるとかという、そこら辺を皆さん知らない方が結構いらっしゃるんですよね。現実、翌年に開いてみたら税が来たと、そういったことがないように、そこはしっかりお知らせをしておかないと、来年大変なことになるんじゃないかなと、一方ではそういう危惧する部分がありますので、この点についてはしっかり周知徹底をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

大体分かりましたけど、1点ずつお聞きいたします。

「うれしのがんばろう!!産業給付金」を受ける事業者の選定条件、先ほど課長のほうから

述べられましたけど、委託先が商工会ということですので、商工会に入っていない事業者、個人事業ですね。そういう方たちもこれを受けられるのかどうか。商工会に入っていないければ駄目なのかどうか、それは資格に入るんですかね、商工会に入っていない個人事業者は。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

今のは「うれしのがんばろう!!産業給付金」の受給ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

「うれしのがんばろう!!産業給付金」につきましては、商工会に入っていると、入っていないとかの規定はございませんので、全ての個人事業主の方、事業を行っている方は全て該当いたします。ただ、要件に該当する方になりますので、対象要件に該当する方が対象ということになります。前の応援寄附金、休業協力金についても全ての方が対象となっております。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

分かりました。

そしたら、次の「うれしのウキウキパック」のところでお尋ねいたしますけれども、主要な事業の説明書5ページのところで、この「Oin（まるいん）うれしの」の体験1,000円というのがありますけど、この内容は何かということと、もう一つ、「うれしのウキウキパック」の事務手数料・出荷等委託料等の金額は、このめ会のほうですよ。チャオシルの受け付けのほうには全く関係ないですよ。そこの2点だけちょっと。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

体験プログラムにつきましては、今現在、体験プログラムのクーポンが使える加盟店を募集しているところです。体験プログラムといいますと、チャオシルの茶染め体験とか、ああいう体験ができるものにクーポンが利用できるということで考えております。（「ほかには何のあつですか」と呼ぶ者あり）いろいろ、抹茶の体験とかですね。（「ただそれだけの体験ということですか」と呼ぶ者あり）いや、今現在、募集をかけておりますので、各お店等で体験ができるよということで、応募される分は加盟店として登録して、一覧で出したいと考えております。（「よかです、次」と呼ぶ者あり）

事務費につきましては、商工会、旅館組合、このめ会の梱包、発送の手数料等を考えてお

ります。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

私もある程度のことは理解しております。

今回1点だけ。

この「〇in（まるいん）うれしの」ですけど、ここの中で、これはプレスリリースが6月1日あったかな、ちょっと早目にやりましたよね。それで、旅館さんのほうの何軒かから、話が来ていないというお話を何軒か聞きました。そういう中で、これは事業として、先ほど市長は1億円キャンペーンからずっと来た流れがあって、その中で要望があったからという話をされましたけど、ただ、新しく切り替えてこの事業はあるわけですよね。そういう中で、何でこれがちゃんとほかの旅館業者に伝わっていなかったのか、そこをお伺いします。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

今、議員が御発言の件は、多分、今回の定例議会の記者発表の席でこのキャンペーンを行いますということを発表いたしましたものですから、それが新聞報道でなされたということでの話だと思っております。

旅館組合さんの役員会であったりとか、常会等には何度となく参加をさせていただいて、またキャンペーンはやっていきたいという説明はしておりました。ただ、実際、記者発表をする時点では、旅館さんのほうに十分な説明をしていなかったということで少し混乱を招いたような状況ではございます。

6月3日に、旅館組合さんの常会がございましたので、そこでちゃんとした説明をいたしまして、今後こういったときには記者発表と同時に、旅館さんのほうにもお知らせをいたしますということでおつなぎはさせていただいたような状況でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

結局のところ、これはお客さんに迷惑かけるということになりますよね、最終的にはね。

多分、その記者会見を見た方等は、もう目星の旅館があったら、もうそこに一目散に電話したとかという方もいらっしまったので、最終的にその旅館の対応も分かんないまま質を落とすことになりますし、せっかくいい事業をやっているんですよね、これね。いい事業を

やっていて、ただこの出し方次第ではすごく最悪な事業になっちゃうんですね。そういう可能性があって、これを実のある事業にするためには、しっかり各事業者というのにちゃんとした説明というのは必要かなと思うんです。

またそのプレスリリース、記者会見するときには、必ず日にちとかなんとかというのをしっかりと、予約はいつからですよとかというのもしっかりとそこら辺も決めた上で出さないことには、早く出したい気持ちは分かるんですけど、そこら辺を固めてやらないと、せっかくのいい事業が、何かすごくもやもやとした事業になっちゃうんじゃないかと思いますが、最後、市長、よろしくお願いします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、やはりその関係者との情報共有というところで我々も反省すべき点は非常に多いのかなというふうに思っています。

また、旅館組合の内部でもそういった情報伝達をしていただくように、我々からもしっかりと念押しをしなければいけないなというふうに思っていましたので、今回の教訓を踏まえて、我々と、そしてまた市内の事業者さんとより連携して、いいキャンペーンにできるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

議案質疑の途中ですが、ここで15時15分まで休憩まで休憩いたします。

午後 3 時 休憩

午後 3 時15分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

休憩前に引き続き議案質疑の議事を続けます。

次に、同じく19ページの1項、商工費、6目、志田焼の里博物館費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、14節の工事請負費についてお尋ねします。

老朽化対策事業に関してです。

箇所がどこなのかということと、あと、改修期間、その間の営業に関しての考え方がどうなのかということでお尋ねします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

箇所と改修期間についてですが、志田焼の里博物館の敷地内のうち、15号棟の大物ろくろ成形場及び大窯にシロアリが発生しておりますので、その柱や外壁の改修を行うものでございます。

それから、改修期間につきましては、来場者の回復に備えまして、できるだけ早く着工したいと考えております。

営業については、安全対策を講じながらそのまま継続したいと考えております。

以上です。（「はい、以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

同じく老朽化対策事業でお尋ねします。

こちらの先ほどの改修箇所ということですがけれども、これが、例えば発覚というか、そういう改修に至る——いつ確認されたんでしょうかということと、もし早目だったら当初予算でも計上されたんじゃないんでしょうかということで、まず、いつそれが分かったんでしょうか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えします。

いつ発覚したのかということですがけれども、今年に入ってからで最近のことでしたので、当初予算には間に合わなかったものでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

今回100万円ということですがけれども、改修期間としてはどのくらいでしょうか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

正式にはこれから見ていただきますので、はっきりした期間は今のところ分からないんですけども、2か月はかからないのではないかと考えております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

次、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

同じところですよ。後で資料をください、その場所の箇所と内容。そのほうが手っとり早いんですよ。

それで1つお聞きしたかんですけど、以前も老朽箇所は5年計画ぐらいでずっと以前やって、一応何年か今たっていると思うんですよ。それで、あそこも老朽化がひどいという言言葉は悪いですけど、古い施設ですので、そういうところがたくさんあると思いますが、今後どのように考えておられるのか、その辺のところ。まだまだ出てくるんじゃないかなという感じがしておりますので、今後そういうところについて計画的に進めるのか、対処的にその都度その都度あったときにやっていくのか、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

かなり古い建物でございまして、大正時代に建設された木造の建物でございまして、老朽化は進んでおります。

今回もシロアリの発生ということでの改修工事を行うものでございまして、志田焼の里のほうからも、要望書として出されておりますものがありますので、そこの緊急度合いを見ながら年次計画を立てて、今からも改修工事に取り組んでいく予定にしておりますが、この建物自体が大きく変えることができませんので、現状を残しながらいかないと価値が下がってしまいますので、年度を計画しながらやっていく考えでおります。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

そしたら、お聞きします。壊れてしまったらもう元に戻されないということですよ。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

壊れてしまったら元に戻せませんが、これを新しく変えても価値が下がってしまうという、非常に難しい建物だと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

次に、芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

私も、志田焼の里博物館の老朽化対策事業についてお伺いいたします。

大窯のところのシロアリの改修ということなんですけど、課長がおっしゃるように大正時代の建物で全体的に老朽化が激しいと思います。

志田焼の里博物館のほうから要望書が提出されていると思いますけど、恐らくそれには——この大窯の上の屋根が波打っていたんですけど、そういうのは改修済みでしょうか。それとも、今後の計画というんですかね、改修計画に入っておりますでしょうか、そこら辺をお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

お答えいたします。

大窯の屋根の改修が終わっているかという御質問でよろしいですかね。資料によりますと、平成28年に屋根の改修は行っております。昨日、現地を見てきましたけれども、屋根自体は、館長さんとも話をしましたけれども、階段の右側、入っていただかずと左手に曲がって、階段がございますよね、真ん中に。あそこの右側の建物の裏が少し屋根がたわっておりますけれども、それ以外は今のところしっかりしているような状況だと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

今、部長のお答えで、私が館長から説明を受けたのは左側なんです。左側の屋根がちょっとへこんでいた、波打っていたので（発言する者あり）はい、波打っていました。そういうのの要望は多分してあると思うんですけど、改修されているのか。

それと全体的に、一番北側の建物、あそこも改修が必要だし、そこにある側溝のところも改修が必要だし、とにかく改修が必要な場所が多いと思います。

それで、計画的に改修計画を立てていただきたいと思うんですけど、そこら辺をお願いい

たします。

○議長（田中政司君）

改修計画を立ててほしいだそうです。よかですか。観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

平成31年1月に要望書が出ておりまして、その前に、計画的に5年間、5年間ということで計画的に改修に取り組んできたところではありますけれども、それが昨年度でちょうど最終年度になりまして、平成31年にまた要望が出ておりますので、そこを見ながら、計画的に改修していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

これで歳出19ページの7款、商工費についての質疑を終わります。

次に、歳出20ページから21ページまでの第8款、土木費について質疑を行います。

20ページの2項、道路橋りょう費、2目、道路橋りょう新設改良費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

道路橋りょう新設改良費が、主要な事業の説明書の8ページ及び9ページに出しております。関連が一部ありますので、9ページから先に質問していいでしょうか。

○議長（田中政司君）

そしたら、この委託料の道路メンテナンス事業（橋りょう補修整備）と、市道調査・改良事業を別々にということですか。

○12番（山下芳郎君） 続

そういうことですね。

○議長（田中政司君）

そしたら、先に道路メンテナンス事業（橋りょう補修整備）についてですね。

○12番（山下芳郎君） 続

はい。こちら道路メンテナンス事業（橋りょう補修整備）、新規であります。この分が、合同常任委員会での説明の中に、2橋の今回の点検とありますけれども、社会資本整備総合交付金を変更して57.75%の新しい補助事業を使うことで補助割合が高くなるということで切り替えたということで聞いております。これはいいことですが、まずそのように理解していいのか。

それと関連ですが、この分が新規で上がっていますが、今までもこういった分が市の橋りょうがあったように感じておりますが、新規の意味の説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

まず、この事業自体の内容の説明をさせていただきます。

昨年度までは社会資本整備総合交付金事業の中に、道路関係については市道調査・改良、そして橋りょう補修の2つのメニューが存在しておりました。

今回、この中の橋りょう補修について社会資本整備総合交付金事業のほうから抜けたというふうなことになります。抜けたということで、これが道路メンテナンス事業という補助制度の中に入ってきたということです。

この道路メンテナンス補助事業というのが、地方公共団体が管理する橋りょう、トンネル等が対象の事業でございます。まさしく橋りょうの補修整備もこのメニューの中に入っていくということになります。

なぜこれがメンテナンス事業とまた別に補助制度ができたかということなんなんです。国全体の国内の点検結果を踏まえて、実際、平成30年度までに修繕に着手した橋りょう、これが約20%に、修繕が20%程度にとどまっているというような現状がございました。この現状を踏まえて、かなり措置が遅れている状況ということで、早急に対策を実施できるようにこの事業で計画的、また集中的に支援をするというようなことで始まっております。

そういうことで、社会資本の補助率よりも、この道路メンテナンス事業の補助率が高くなっているのではないかとというふうなことで考えております。

2番目は……（「今の課長答弁で、要するに新規ということの同じ内容だけど、補助名が違うから新規になったわけですね」と呼ぶ者あり）はい。（「よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

それでは、承知いたしました。

それでは、戻りまして8ページのほうで、社会資本整備総合交付金を使った市道調査・改良であります。これも合同常任委員会で、国の内示によりましての減額、そして新しく21路線が上申されたが、13路線となったという説明を受けておりますが、理解はしますけど、これも先ほどと同じ——これは道路メンテナンスという限定なのか、この市道調査とか、改良含めた分で社会資本整備総合交付金の違う形の補助率の高い分があるのかないのかどうか、確認します。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

先ほど申しました道路メンテナンス事業については、橋りょう及びトンネルに限られた事業ですね。この社会資本整備総合交付金の市道調査・改良も別メニューというのがないのかということでの伺いだと思いましたが、今現在は、この社会資本整備総合交付金事業の市道調査・改良のみのメニューしかございません。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

分かりましたので、取り下げます。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

次、森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

先ほどの答弁の内容で理解をいたしました部分は当然いたしません、ここで、今回ほかの社会資本整備総合交付金も結構減額になっています。これは、今回この事業も内示で50%減ということでした。

特に事業内容の欄で見えますと、道路の防災調査ということでのそういう目的を持った事業でございましたものですから、今後この減額になった分の、いわゆる今後どういうふうはこの分——当然ある程度こういった防災調査という大事な事業で組んでいってほしいので、その辺の今後の予定等を重点的に教えていただければと思います。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

今回、社会資本整備総合交付金の市道調査・改良については、内示率として48.4%の内示率でございました。そのため、路線につきましては約半分の路線に落とさざるを得なかったというような現状でございます。

残りの路線を含めて、市道全体、今道路の防災の必要性があるという路線が約109路線ございます。その中でずっと絞り込んで、例えば交通量が多いとか、あと、孤立集落ができるところとか、そういうところを優先的に整備をしていきたいというふうに考えているところではございます。

これも含めて、来年度以降もどんどん要望をして、とにかく防災という形では、私も必要性というものは感じておりますので、積極的に要望はしていきたいというふうに考えております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

3名さんの質問で大体分かりました。

ちょっと聞こえなかったと思うんですけど、必要な路線が109あるというのが全体なんですか。それとも半分の路線で109なのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

一応こちらのほうで道路ストック調査対象路線ということで、先ほど申しましたように、災害とかで崩れることで孤立集落になるところがないかというところ。それと交通量と、あと、各行政区で必要と思われる、ここは主要な道路ではないかというところを抽出した路線が今のところ109路線でございます。

その中から、防災調査に必要ではないかというような路線の概略調査のほうを行っております。概略調査の結果、その中の約44路線に法面等の崩壊が発生していると。現状としてある路線ということで上げられております。また、その44路線の中で最も補修の整備が必要ではないかというところを24路線、予定をしていたところでございます。そういうことで、今回は24路線を13路線程度の調査をかけてやっていきたいというふうなところでございます。

あと、もう一つ付け加えですが、市道の山口殿ノ木庭線、こちらについては既に詳細調査は1路線ですけど、完了している状況です。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

詳細な説明をありがとうございます。

昨年より中山間部の災害がすごく多くなっているんですけど、中山間部の災害が多いというのと、中山間部の道路整備率がまだまだだと思います。70%とおっしゃったと思います。多分、塩田町時代が80%ありましたので、もっと災害に対する道路整備というのが必要じゃ

ないかと思えます。それで、閣議決定されているのが、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策というのが防災のためのインフラの維持整備のために決定されておりますので、これに入れられなかったのかということと、それともう一つは、24路線のうちの残った11路線ですね。それから、ほかにも109路線の必要性があるということなので、道路に関する社会資本整備総合交付金事業が平成29年度からだったと思えますけど、それが5年計画で令和3年度までにあと11路線が完成できるのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（田中政司君）

建設部長。

○建設部長（副島昌彦君）

お答えします。

国土強靱化に伴う強靱化の計画の下に予算配分が、今ここでどの分についているというのははっきり言えないんですけど、その分についての予算の配分も多分あっていると思えます。

ただ、先ほどから言いますように、内示率が去年は32%ほどだったと思うんです。今年は48.7%というふうに、去年よりはよかったですね。ただ、それに伴いまして今回のこの道路メンテナンスという新しい事業ができて、橋りょう関係はそっちのほうに回すことができたんですが、道路防災調査関係についてはどうしても減額をせざるを得なかったと。これが、どの時点でどこまでするのかというのはそこまで試算はやっておりません。ただ、今年の3月の補正で大型の補正がつきまして、事業費で4億円以上だったと思うんですが、社会資本関係をつけていただいております。それは受け入れて、繰り越しているところです。

先ほど課長が言いますように、そういうふうな要望等をなるべく要求して、事業費をつけていただいて、先ほど言いました社会資本整備計画が平成29年から令和3年度ということで計画を立てておりますので、その中でなるべく当初予定した分を完工するように頑張りたいと思っております。

予算でございますので、現時点で、先でどこまでいけるというのは申し訳ございませんが、ここで言えない状況でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで歳出20ページから21ページまで、第8款、土木費についての質疑を終わります。

次に、歳出22ページの第9款、消防費について質疑を行います。

22ページの1項、消防費、5目、災害対策費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

緊急防災事業ということで、主要な事業の説明書のページ1に、新型コロナウイルス感染

症対策として上げておられます。ここで段ボールで作った備品を上げておられますが、1点目が、買取りが対象にないというところと、それから2点目に、1週間、2週間と中長期にわたる滞在を余儀なくされた場合はどうされるのか。また、そこで新型コロナウイルス感染者が出た場合にどういう形でやられるのか、その説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

まず、この簡易トイレに関してなんですけれども、簡易トイレにつきましては、現在ストックが、いわゆるポータブルトイレと申しますのが24個。それから、仮設トイレと申しまして、囲いができるものが14基ストックがございますので、現存の分で対応できるというふうに考えております。

そして、1週間、2週間という長期の滞在に関してなんですけれども、今までの実績といたしましては、せいぜい二、三日ぐらいの避難所運営で今のところは来ております。考えられますのは、やはり水害よりかも土砂災害で御自宅が被害に遭われた方なんかの避難が長期にわたってくると思うんですけれども、今の体制では、今の指定避難所におきましては、基本的に1週間程度までの滞在というのを想定しておりますので、それ以降となりますと、また別途、場所の検討と協議が必要になってくるかと思っております。

したがって、またそれ以降の対応につきましては、その後の協議によって決めていくこととなります。

そして、感染者が出たとき、実際に避難所の受け付けの際に、発熱者、それから御家族の方に感染者がいらっしゃる時の接触者の方に関しては、それぞれ隔離といたらあれですけれども、部屋を分ける必要があります。入り口、出口、トイレ、生活空間を全部分ける、通り道も含めて分ける必要があります。

実際にそうした——全く無症状の方から感染者が出られた場合ということになりますと、実際に私どもの保健福祉の部門、それから保健所、今は帰国者・接触者相談センターのほうとの協議が必要になってまいりますけれども、基本的に感染した人を受け入れるという想定はしておりませんので、その中から感染者が出た場合の想定ということは、保健部門と検討しながら対応はしていくことになると思います。

それで、そうした発熱者ですとか接触者の方が避難所に来られるということになった場合は、基本的にはその生活空間を分けることによって濃厚接触を避けて感染を予防するというふうな対策を取ることとなります。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

説明は分かります。1週間、2週間と言ったのは、昨年、武雄市でも長期間にわたって避難が続いたという実態がありましたので、これも嬉野でも出ないとは限らんわけですね。そういうところでお尋ねをしたわけです。そこら辺の、やはり今後、長期的な場合にはどうやるというぐらいのそういう方向性、計画は持っていてほしいというのが私の意見です。

そして、感染者が出た場合にどうするかという部分でのお答えがあったわけですが、そこは医療センターさんも当然あるわけですが、確認するとなったら、今後きちんとした体制の取れるところという、やはりちゃんとした計画の上に落としておいてほしいということで、そこもしっかりとした計画を出してほしいというところでお願います。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（津山光朗君）

お答えいたします。

まず、2番目の1週間、2週間と、長期の場合も当然、その災害の状況によっては考えられるかと思えます。そういった場合でも、避難者皆さんのお一人お一人の検温とか、健康チェック、これを毎日やっていって、場合によっては、発熱等があらわれた場合は帰国者・接触者相談センターの、杵藤保健福祉事務所とそういった連携を取っていくということで、長期になっても、避難所での消毒とか、3密の回避、そういったものをやりながら、各種感染予防の徹底も当然、長期になったときは努めてまいるといったことになります。

それと、3番目の、感染者が出たときの対策ということで、健康づくり課のほうからなんですけど、出た場合は、避難されていて発熱等があった場合は、そういった杵藤健康福祉事務所のほうにまず連絡を取ることになります。その結果、例えばPCR検査が必要で、感染が確認された場合、その場合は当然保健所のほうから濃厚接触者の確認、チェックをされます。それとあと消毒。ですので、結果的に避難者の中から出た場合は、当然、消毒も必要になってきますし、一番のポイントは、そういった濃厚接触者をつくらないというのが一番大事かと思っております。

この濃厚接触者の定義としましては、感染を疑う症状が出た2日前から隔離される日までの期間の間で感染された方と同居、あるいは長時間接触があったもの。それとか、手で触れることのできる距離、目安としては1メートル範囲なんですけど、そういった手で触れることのできる距離で必要な感染予防なし、例えばマスクをしていなくて15分以上話したとか、そういった場合も濃厚接触者となりますので、そういった濃厚接触者をつくらないためにも、避難所においては段ボール等で間仕切りをして、感染予防に努めていくということの徹底をしていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

今、保健のほうからの対策ということでお聞きしました。あと、もしできれば、要するにPCR検査ができるようなキットが今、各市町に出ていくようなそういう医療の体制も話が出ているわけでしょう。そういう簡易なキットあたりをちゃんと準備して、今から先は対応に当たられていったほうがいいんじゃないかということで最後の質問にします。

○議長（田中政司君）

ちょっとこれね、災害対策の事業費やけん、若干質問の。予算質疑やけん。

そいけん今のは、いわゆる消耗品の中にそういうのは含まれていないんですかという。

○4番（山口虎太郎君）続

ああ、そういうことで、はい。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

まず、災害の備蓄品に関しては、基本的な世代というところがある程度定められたものがございまして、それを必要数確保するというのが前提なんですけれども、今のところ、PCRの検査キットに関しましては、その用品の中には、私が知る限り入っていないということです。実際に内閣府なんか、内閣、消防庁、その辺から必要な資材の調達に関しては通達が来るわけなんですけれども、いずれもそういったものも入ってくる可能性はあると思うんですけれども、先ほどの医療機関との連携という意味も含めましてお答えすると、今現状では、実際に感染が疑われる方に関しては、まず、保健所のほうの県の機関を経由してからの動きということになります。そいけんが、私どものほうで医療センターとあらかじめ協定するという形には今のところなっていないということです。そこの県との連携との中でどういうふうな患者さんを動かすかという形になってきますので、そういったものだというふうに御理解ください。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

私から3点ございますが、3番目の段ボール間仕切り、簡易ベッドの設営訓練、これは6月26日、リバティであるということでお聞きしておりますので、これは取り下げます。

1点目、一昨年の水害のときでも、地域の公民館を避難所として利用したというような経緯がございます。そのあたりに今回の段ボールの資材の運用は考えられているのか。

2点目、段ボールの間仕切りとか簡易ベッド、これは、以前私たちが訓練を受けたときにも結構時間がかかったんですね。そのあたりがどうなのか、その設営要員をどのように考えられているのか、この2点をお尋ねします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

まず、自治公民館への物資の貸出しとか、供与といいますか——に関してなんですけれども、今回購入する分及びストックの分では、公設の指定避難所のほうの充足するのをまず第一に考えております。ただ、昨年も一昨年も自主避難所ということで設けていただいておりますので、そういった避難所を開設される際の各自治会への供与ということも検討の必要はあろうかと思っております。実際に、そうした避難所を設置される際には3密を避けなければいけないものですから、そういったことも今までとは考え方を改めてやっていかななくてはならないというふうには思っておりますので、その状況に応じてということにはなろうかと思っておりますけれども、どがんやって運搬するかとか、そういったことも含めて検討の余地があるかと、所管では考えております。

それと、今ストックがございますのは段ボールベッドがございます。確かに、組立てに時間がかかるということで、御指摘はごもっともでございますので、今回の整備で予定しております簡易ベッドは、キャンプで使うようなナイロン製のベッドを想定しております。数の確保等がありまして、それが確保できるかどうかは分からんわけですが、原則的には、今までよりかは軽量で、組立ての簡単な簡易ベッドへの対応ということで考えております。

以上でございます。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

それでは私の質問は、先ほど答弁を聞いていますと、ストックの品物があるような答弁をいただきました。今回新規で、段ボールの間仕切りが230セット、そして簡易ベッドを60台今回購入するということが計上されていますが、この積算根拠をお伺いしたいなと思っております。

それと、先ほどからおっしゃられるストック数も、よければお教えてください。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

まず、間仕切り、パーティションのほうなんですけれども、こちらが今回230セットですね。こちらは2メートル四方の間仕切りをお二人でお使いいただくとして230セットですから460人分ですね。現在ストックでございますのが、おおむね三、四十セットございますので、三、四十セット掛ける2としましたら520人から530人分の間仕切りが確保できると。

ベッドは、段ボールベッドが20台で新しく購入するのが60台ですので、80台ということになります。

この数につきましては、おおむね平成30年度の7月の大雨の際の避難の実績が、実際、自治公民館で把握していない部分もございますけれども、公設の避難所というとおよそ370人さん。そして、昨年8月の大雨のときが170人さんぐらいの公設避難所への避難実績があります。おおむね500人いらっしゃれば充足をできるということでございます。

あと、簡易ベッドにつきましては、日常使っております避難所が8か所ないし10か所ということで、それぞれ8台ないし10台の配置ができるということで算定をしております。

さらに加えて申しますと、エアベッドと申しまして、空気を入れるタイプのベッドもストックがございますので、そういったものも含めたら、ストックの数でいうと、ベッドだけでも400は超えてくるということになります。ちなみに、エアベッドが360台ほどになっております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

川内議員。

○7番（川内聖二君）

昨年の武雄、北方方面の豪雨もございまして、市長も申されますように、毎年豪雨災害はおきるというふうな前提で市民の皆様方を守っていくというのが行政側のほうの責任とっておりますので、今回、数字だけを見まして、230と60ということで、それだけで足りるのかなというのが率直な僕の見解でございました。これだけ準備をしていただければ、いざ何どきに緊急事態のときも対応できるかなと思います。しいて言えば、現在このようなコロナ禍で機材等も簡単に手に入る時期ではないと思いますので、余裕を持って備品等は貯蓄をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。答弁は。

○7番（川内聖二君）続

いいです、いいです。

○議長（田中政司君）

これで歳出22ページの第9款、消防費についての質疑を終わります。

次に、歳出23ページから27ページまでの第10款、教育費について質疑を行います。

初めに、23ページの1項、教育総務費、2目、事務局費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、増田朝子議員。

これはどがんふうにですかね。増田議員は……

○8番（増田朝子君）

一緒にはいいんですけど……

○議長（田中政司君）

事務局費の報償費……

○8番（増田朝子君）続

報償費と別室における学校生活は別に。

○議長（田中政司君）

事業別でいくということですかね。

○8番（増田朝子君）続

ですね、はい。

○議長（田中政司君）

小中連携の学力向上推進地域指定事業と、別室における学校生活支援事業のこの2つということですか。

○8番（増田朝子君）続

はい。

まず、小中連携による学力向上推進地域指定事業ということでお尋ねします。

これは、まず、今回は嬉野中学校と小学校ということですがけれども、入りのほうでも質問しましたが、轟小学校で行った分とちょっと内容が違うということで——事業の内容が違いますね——ということで、じゃ、吉田の中学校、小学校の内容とは一緒と理解していいんでしょうかというお尋ねと、ここにあります小中連携による授業改善と文言がございますので、その授業改善の内容をお知らせいただきたいと思います。

それと、教師の指導力向上のための方法とありますけれども、そのこともお尋ねします。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えいたします。

まず、授業についてですが、平成29・30年度と吉田小・中学校で指定をされた活用力向上

研究指定事業、これが名称を変えて、この小中連携による学力向上推進地域指定事業となりました。

次に、小中連携による授業改善ですが、まず、佐賀県教育委員会が示しています「授業づくりのステップ1・2・3」というパンフレットがあるんですが、それを基に、事業の目当て、まとめ、振り返りなどを設定して、授業スタイルを中学校区で統一といいますか、同じようなスタイルで授業を実施していきます。そして、その授業を公開します。公開をして、小・中学校の先生方で研究会、研修会を実施して、そこで授業の工夫、指導の工夫とか、あるいは発達段階で抑えておくべき学習内容などを抑えていき、明確にしていくことで、これが授業改善につながっていくというふうに思います。

また、研究のテーマを、大きく「小中連携による基礎、基本の定着と、主体的、対話的な学びによる問題解決能力の育成」ということで、この小学校と中学校で4校、同じテーマの下に研究を進めていきます。そのテーマの下に研究を進めていきますので、児童・生徒の課題がより明らかになっていくというふうに考えております。課題が明らかになることで、これが事業改善につながっていくというふうに考えます。

最後に、この2つのことを繰り返しながらやっていくことで、学習規律というのが育っていくというふうに思いますので、これも授業改善につながっていくというふうに思います。

指導力の向上ということですが、この授業改善につながるということ自体がまず、指導力の向上になっているわけでございます。また、例えば先進校視察を計画されていますので、そこで実践を学べ、実践から学ぶ。書籍等で理論を学ぶといったところでの指導力の向上を考えておられます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

教師の指導力向上のためにということで、先ほど先進地の視察とか答弁をいただきましたけど、ここの中でも記載されていますけれども、研究校視察とか、先進地視察とか、具体的に内容が決まっていればお知らせいただきたいのと、あと、吉田の小・中学校はもう、中学校1校、小学校1校で行われたわけなんですけれども、今回は、嬉野中学校と3つの小学校ということで、やっぱりいろいろ大変なところもあるかと思いますが、どういうところに注意してこの事業を進めていかれようと思われていますか。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えいたします。

まず、先進校の視察につきましては、今、佐賀市、大分県、あと東京都あたりを計画として出されてあります。ただ、このような状況ですので、実際に出張できるのかどうかというところはまだはっきりはしておりませんが、計画としてはそういう計画を出されております。

あと、4校での連携というのは非常に重要です。もう既に、校長先生だけ集まっていたいて研究の方向性を話合っていたり、あるいは、研究主任も含めた形で県の事業説明を受けたりということで、なるだけ足並みがそろそろような形で会議等も実施しているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

分かりました。

本当に、4校連携ということで足並みをそろえていかれることは大変かと思えますけれども、せっかくいい事業ですので、進めていってもらいたいと思います。

それで、最後に質問なんですけれども、これが2か年計画ということで2年目があるんですけれども、2年目が30万円という予算なんですけれども、その予算の中で最終的なゴールというか、どういうふうな最終的な到着点としてはどこまでお考えでしょうか

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えいたします。

まず、最終的な成果指標ということで、3点ほど掲げられておられます。

1点目は、佐賀県学習状況調査の結果をこの2か年、同一学年を比較して、その正答率を上げるということが1点目でございます。

2点目は、教師の授業、いわゆる先ほども申しました「授業づくりのステップ1・2・3」を活用しながら、目当て、まとめ、振り返りといった共通した授業スタイルの実践をできたという教員の割合を今の現状よりも増やしていくということ。

最後3点目は、中学校区で定めた学力向上に取り組んでいるという教師の意識、そういうふうに取り組んでいる教師の割合を増やしていくというこの3点の指標を掲げておられます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

では、別室における学校生活支援事業でお尋ねします。

こちらは、主要な事業の説明書が12ページです。

こちらで、4番の本年度の事業費内訳のところ、これは嬉野中学校では昨年からの事業ということで当初予算でも90万円と計上されておりました、予算化されておりました。その中で、今回の補正が、嬉野中学校が20日間の追加、それと、塩田中学校が新しくということですが、まず、その理由をお尋ねしたいと思います。

それと、現在、嬉野中、塩田中の対象者の現状というか、人数が分かればお願いいたします。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えいたします。

嬉野中学校は、御指摘のとおり年度当初からの開始ということです。塩田中学校は、今年3月の希望で希望調査がありましたので、そこでお願いをして、県の採用を受けました。

そこで、ほぼ上限の150日ということにいただいたんですけども、この開始が早くて7月からということになりますので、ここから子どもたちが来る日数を算定して行って嬉野中学校に170プラス20日で、塩田中学校に130日と振り分けることで、一応この事業の最終といえますか、終わりを3月の前半ぐらいで両方の学校が終えることができるというような算定をいたしましたので、このような振り分けをしたところでございます。

次の、現在の状況ですが、塩田中学校の現在の状況としましては、5月末の段階で不登校の生徒が2名、不登校傾向の生徒さんが3名、また、学校には来れるけれども教室に入れないと、教室に入るのをちょっと渋ってしまうというようなお子さんが数名いらっしゃるということを聞いております。7月の段階で開始できたら、約4名の生徒さんを対象として、この別室での指導が実践できるだろうということを聞いております。

嬉野中学校では、現在、この別室の入居者が3名おります。これが現状でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

今、塩田中学校ではこの事業が開始されましたら、4名の児童の方が対象ということですが、そして、今、嬉野中学校は3名の方がこの別室の授業でされていらっしゃるということですが、これは、よくある学校まで行けないけどという、アサガオとヒマワリというのがありますけれども、今まで保健室登校をされた生徒さんたちがこちらにということと理解していいんですかね。また別、そこがちょっと分からなくてですね。ヒマワリ、ア

サガオの教室と今回の別室における学校生活と、それと、今まで教室に入れなくて保健室で時間を過ごされていた生徒さんという、多分今もいらっしゃるんじゃないかだろうかと、数字をお聞きして思ったんですけど、その内容的に振り分けというか、立ち位置とか、そこら辺をお願いします。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えいたします。

今現在も、塩田中学校では保健室で過ごしているお子さんもいらっしゃるようです。また、先ほど言いました教室に入れられない生徒さんも、授業がない、空いている職員がその子を個別に対応したりというようなことで対応はしていただいているようではございますが、ただ、そこにはやはり限界がございます。保健室はやはり具合の悪い子が来たりする場所ですので、ちょっと制限いいますか、対象という児童が本当に入るべきところなんですね。なので、その限界があつたり、空き時間の教員にも限界があります。ほかに年休を取った方とか、出張の先生方の授業も行かないといけませんので、常に空き時間の先生がいらっしゃるというわけではないわけですね。なので、対応としてはぎりぎり、たまには課題だけを渡して、ここで自習というようなことも少なからずあっているようでございます。

そのアサガオ、ヒマワリとの違いといいますか、そこは、学校には行けないけれども、家から出て、何か踏み出そうと頑張っているお子さんの一つのステップがアサガオ、ヒマワリだと思います。

学校には行けたけど、教室になかなか入れないと、その一つのステップが別室だと思います。こうやって、少し小さい、ステップを小さく踏んでいくことで教室に入れるようにしたいというふうにしているのが大きな狙いでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

分かりました。ありがとうございます。

今回は、塩田中学校の別室における学校生活支援ということで県のほうから支出金を頂いてということですが、今後、それは例えば嬉野中学校でも成果的によかったからということで多分、塩田中もということだと思んですけども、今後、あと中学校は大野原と吉田とありますけれども、その中学校でもそういうこの事業を取り組みたいともしあれば、取り組むことができるのでしょうか。最後をお願いします。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えいたします。

学校の実態として、そのように必要な実態が出てきたら、これは相談をしていただきたいと思うわけです。ただ、今回は県の事業として予算を組みましたけれども、本当に嬉野市の中で2か所も採択をされるというのはちょっと意外な感じではあったので、手を挙げたからほかにも、ほかにもというようなところはちょっと難しいところもあると思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次、諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

同じ、別室における学校生活支援事業についてなんですけれども、ほとんど前議員が聞かれましたので、よく分かったんですけれども、現状、この人数がどうして増えてくるのかなと今思うに、だんだん、毎年毎年、生徒さんの個人的な事情というかな、いろんな対応の仕方があって、減らない状況でもあるかとは思いますが。

それで、現在、塩田中学校で4名から5名ということでは言われましたけれども、一人一人違う症状であって、1室に、一つの部屋に4名、5名入れていいときもあるし、入れたら、全然それで分解してしまうというような状況も考えられると思います。現状、何部屋ぐらいで別室扱いをされておられますか、それだけ質問したいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えをいたします。

今どのようにされているかということですか。（「そうそう」と呼ぶ者あり）

今は、はっきりとは聞き取りをしていないんですけれども、保健室と、もう一つが空きの先生で対応されていますので、その先生がどこの教室を使って指導されてあるかというのは、すみません、把握はしておりません。ただ、その教室を指定してやっているというわけではないと思われます。例えば、そのときに理科室とか、ちょっとすみません、予想で言いますが、使われていない教室があるとすれば、そこに一緒に行って個別に勉強したりというようなところではないかと思われます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

この子どもたちは、普通の一般の子どもさんたちとはちょっと性格的に違うような性格を持っておられますので、接触をしたがらないわけですよ、ほかの子どもさんたちとは。ということで、小さな部屋でもいいので、塩田中学校ないし嬉野中学校、また吉田中学校も含めて、小さな部屋でも結構なので、そういう部屋の確保も必要ではないかと思えますけれども、そこら辺の対応は考えておられないでしょうか。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えいたします。

先ほどの説明がよくなかったです、すみません。この予算がついて1人配置していただければ、別室を1部屋確保して、固定をして、そこで指導をしていくというようなことを計画しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次、宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

先ほどの質問等で理解ができましたけど、1つだけもう一回確認します。

学校生活支援員、これは空きの先生ということでよろしいんですか。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えいたします。

今現在いらっしゃる先生で、授業がない先生ということではなくて、支援員を新たに配置します。新たに配置をして、学校外の方で支援員として雇用をして学校に配置するということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「いいです、はい」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次、芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

同じく小中連携による学力向上推進地域指定事業についてお伺いいたします。

まず、具体的内容についてお伺いしたいんですけど、先ほど概要について説明をしていた

いただきましたので、概要は大体理解させていただきました。

事業実施計画なんですけど、2か年の事業ということで、まずこの研究計画の策定をされて、事業計画書を策定されて、指定校での実践、4校ですね。それと校内研究の実践、小中合同とか、それをなさると思います。

そして、授業研究会の開催ということで、地域内学校への公開授業をされるということだと思います。また、取組内容では、県の事業だと思いますので、県のホームページに掲載されると思います。そして、研究会等で成果報告して、事業実績報告書の提出、あるいはアンケートによる結果検証ということまでされるのではないかということなんですけど、こういう事業計画でよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えいたします。

事業の流れとしましては、今、議員御指摘のとおりの流れで進んでいくものと思われま
す。以上です。

○議長（田中政司君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

追加で御紹介をしたいと思いますが、実は、轟小学校をはめていますのは、県でこの計画を立ち上げた校長先生が轟小学校におられます、県で企画をした者がですね。したがって、嬉野中学校校区の中の形でございますので、今、芦塚議員さんがおっしゃったような内容については、校長自身が立ち上げてしていますので——実は、来週に第1回目をやりたいという話がありましたけれども、ちょっと6月いっぱい控えてくれないかというふうなことで抑えなくちゃならないぐらいのレベルで頑張っているわけでございますので、そういった意味では、中学校、小学校との連携で学力はうんと伸びていくというのを大いに期待をできているところでありますし、嬉野市から県下に情報発信をするというのは十分できるというふうに思っておりますので、私たち自身も、いわゆる県下の旗振り役を人事で今度取りましたので、そういったところでは大いに力強く思っているところです。

せめて嬉野市内全域にそれを徹底させながら、持っていければというふうに思っておりますので、乞ご期待をお願いします。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

教育長の熱意ある旗振り役、ぜひ待望しております。

ただ、もう一つの2番目の質問は、これが3年目の県の事業だと思います。県の事業としては、平成30年、31年、それから令和2年、今年度ですね。平成30年度の事業は、同じように講演会謝金、それから各指定校の研究発表、それから事前指導、あるいは研修方法に対して連携をなさっているということなんですけど、各研究機関からの指導支援というのが平成30年度も31年度もありまして、平成30年度は佐賀大学が支援要請を受けて、窓口を設置して、指導助言、指導講話・講演等の訪問支援をして、訪問支援が延べ31に及んでおります。

そして、令和2年度も、同じように県の教育センター、あるいは佐賀大学、教育委員会と連携して、指定校への訪問による支援を通して専門的な助言を行い、研究実績の一層の推進を図っておられます。

この指定事業で2年間の事業実施計画では、大学、あるいは研究機関との連携、公開授業等の予算を計上すべきだと思いますけど、1年目が45万円、2年目が30万円ですよ。3年目で、教育長がおっしゃるように、本当に、嬉野市から県下に対して教育の改善、あるいは学習の改善を発するには——2年間を通して75万円ですよ——費用をかけずに効果最大を目標とするというのは分かりますけど、もっと立派な先生もいらっしゃる企画、校長先生ですね。これは期待しております。しかし、過去2年間に教育センター、あるいは佐賀大学から、このように31回も取るように助言、指導をいただいております。この教育予算でいいのだろうかと思えますけど、市長お願いします。

○議長（田中政司君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをしたいと思います。

予算のことについて言えるのは大変うれしいところでございますけれども、実は、昨年からの事業はスタートしております。今、佐城、三神、唐松、伊西、杵藤、いわゆる10市町、10か所でスタートしております。本年度は4か所なんです。したがって、そういうことからいくと、中学校校区は全て何年かかかって2か年計画でいかれるんじゃないかというように思っておりますので、来年度については額が15万円落ちますので、どうかすれば、市で15万円ほど来年度は補助をしていただいきながら、市教委の指定も加えて検討する必要があるのかなど。今年の進行状況を見ながら、そんなふうに思っているところでございます。

ですから、指定が2か年でございますけれども、実質的には1年半ぐらいの研究になるわけですね。吉田小・中学校の小中一貫の教育を市がしたときは3年間いたしました。そうすると、やっぱり3年間と2年間の研究の深まりといいましようか、そういうものは全然違う形になってくるものですから、そういう点ではぜひ、県の指定が外れても、もう一つ1年ブ

ラスしていくとか、そういったことも腹案としては考えているところでございます。先生方の働き方改革等もございますので、そういうところを見ながらしていく必要があるのかなというふうに思っております。

確かに、今おっしゃるように、佐賀大学の援助を受けたり、教育センターの援助を受けたり、大いに利活用はできる部分でございますので、そういった取組もしていきながら、ほかの地区も、5事務所の中にもそれぞれありますので、横の連携も組みながら行けるというふうに思っております。

以上、お答えにしたいと思います。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

教育長のお考え、大変分かりやすく、理解できました。

ただ、現在、新型コロナウイルスで学校の休業が長引いております。本当に、子どもたち、それから、課長がおっしゃいましたように子どもの学習能力を上げる、授業スタイルを変える、公開、あるいは研修会でですね。それから、テーマとして小中連携で子どもたちの課題を明らかにして学習の指導に当たるということ。また、先生たちの指導の向上、あるいは授業スタイルの改善、いろんな課題がたくさんあると思います。

そこで、やはり県の支出金45万円、これでは本当に少ないと思います。やっぱり一般財源から、本当に子どもたちの授業、あるいは学習の向上のために一般財源を使っていたきたいと。一般質問じゃないですけど、県支出金では、本当に効果が上げられるのかなというのを不安に思っております。

○議長（田中政司君）

答弁は。

○14番（芦塚典子君） 続

答弁をお願いします。

○議長（田中政司君）

誰に、教育長。

○14番（芦塚典子君） 続

教育長に予算権が——予算権がある方です。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

先ほど来、教育に力を入れる、その方向性は私も当然、次世代の人づくりというのは大事

な指定課題だろうというふうに思っておりますので、大いに賛同をするところであります。

そういったこともありますので、こういった新型コロナウイルスによる遅れの取戻しについても、後ほど一般質問でも議員さんからいただくことになって、その場でもお答えしようとは思いますが、特に初等教育においては反復学習の習慣をつけるということがやっぱり大事だというふうに思っていますので、我々としてもそこに投資をしていく、そういったことはしていきたいというふうに思っております。

ということでもありますので、教育予算の総額としては今年々増えているところでありますけれども、今後も、やはり積極的に投資をしていくということで、単独の事業では、それはどの事業もそれだけではまだまだ不十分だと思いますし、この事業自体もあくまで呼び水でありますので、その後の本流の流れを我々つくっていく、そこが本業だというふうに思っていますので、そういったところで次世代の人づくりをしっかりとやっていくことをお約束させていただいて、答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（田中政司君）

次に、24ページの2項、小学校費、1目、学校管理費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、諸上栄大議員。

これは、情報通信ネットワーク、委託料と工事請負費のあつとですけど……

○2番（諸上栄大君）

もう一緒によかです。

それでは、1目、学校管理費の12節、委託料、情報通信ネットワーク環境整備設計監理の件でお尋ねします。

事業内容内訳、資料を頂きましたが、その資料を見ていた中で、事業費の内訳の中で轟小学校の設計監理費の予算額というのが高かったというところの内容を聞きたいと思っております。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

合同常任委員会のおきにお配りした資料の事業費内訳についての御質問だと思います。

小・中学校の設計監理業務を合計しますと726万1,000円になりますが、これについては、小・中学校で案分して算出をいたしましたものです。

案分の方法は、無線アクセスポイントの数と校舎の面積、それから、校内LANを整備した年数などを考慮いたしました。

轟小学校は、平成13年に大規模改造工事で校内LANを整備しております。その後、年数がかなり経過していることと、あと、校舎の面積が大きいということから、案分の額が大きくなったものでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

先ほどの件は理解しましたので、次の件に移ってよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

どこ。工事請負費。

○2番（諸上栄大君）続

はい、工事請負費の件でお伺いします。

工事期間等の今後のスケジュールについて伺います。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

一応この予算を可決いただきましたら、7月中に設計監理業務を契約したいと思っております。

その後、各学校の現地に入っていただいて調査。それから設計までに、3か月から4か月かかると考えております。

設計が終わりましたら12月までに工事業者を決定しまして、3月までで工事を完了したいと考えております。

国の予算が令和元年度の繰越し予算を活用いたしますので、年度内の事業完了を目指しております。

以上でございます。（「はい、以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

同じく12節、委託料、14節、工事請負費で、情報通信ネットワーク環境施設整備事業でお尋ねしますが、今の質問で大体分かりました。私は中学校も一緒に質問をしておりますけれども、スケジュール的には分かりました。今後、校内LANの環境整備が整えばタブレット型パソコンを整備予定とありますけれども、今年度中に環境の整備をされて、個人個人にタブレット型のパソコンの整備というのは、大体どのようなスケジュールで考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

ネットワーク工事が、整備が整えばタブレット型のパソコンの整備ということになると思いますが、現在、小・中学校では、パソコン教室に置くパソコンを整備しているのみでございます。約6人に1台の割合で整備をしております。

令和5年度までに児童・生徒1人1台パソコンを段階的に整備するということで国の方針としてはなっておりましたが、今回、国庫補助制度が前倒しをされまして、嬉野市としてもその補助金を活用して、今年度中に補正予算をお願いして整備をしたいと考えています。

ですので、このネットワーク整備と端末整備の同時進行になると考えております。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

次、諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

私も小学校費、中学校費とここで2本になっていますけど、1つで質問をしていきたいと思えます。

今、増田議員の設問の関係でタブレット型パソコンは今後どのようなスケジュールになっているかという質問をしていたんですけれども、今年度中、並行していくということなんですけれども、今年度される工事費、小学校、中学校を合わせて1億170万円ほどかかるようになっていますけれども、タブレットを1人1台整備するということになると、そこはまた次の補正にかけると言われますけれども、大方、大体どの程度の金額になるか、試算をされていたら教えてください。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

このタブレット型パソコン整備も国の補助を利用して整備をいたしますけれども、1台当たり4万5,000円の補助がございます。これが、児童・生徒の3分の2に当たる数、概数分の補助となっております。そのために一応、約1,300台ほど整備した場合に試算をいたしましたら、約5,900万円程度になると思っております。

以上でございます。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりましたので、取り下げます。

○議長（田中政司君）

次、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

分かりましたので、取り下げます。

○議長（田中政司君）

次に、24ページの2項、小学校費、2目、教育振興費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

これも、小学校費、中学校費、同じことですので、一緒に質問をしていきたいと思えます。

理科備品についてですけれども、これは2分の1の補助があるということなんですけれども、もともとは、昭和の時代は普通の、一般の教材費にも2分の1補助がついていて、今は全く、全部市費できるように単独予算できるようにになっているわけなんですけれども、これだけが今現在残っている教材、備品に対しての施策なんですよ。

理科の理振法と算振というかな、理科備品と算数備品に対してのことなんですけれども、今回、小学校については嬉野小学校が要望された。中学校については嬉野中と吉田中が要望されたということなんですけれども、ほかの学校については要望がなかったのか、もう充足しているから要望しなかったのかということで、お尋ねをいたします。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えをいたします。

この事業は毎年行われておりまして、教育委員会から学校のほうには毎年通知をして、周知を図っているところではございますが、今御指摘のとおり、希望として上がってくる学校というのがそこまで多くないわけでございます。

平成29年、平成30年は希望ありませんでした。そういったこともありましたので、もちろん周知はこれからも続けていきますが、もう少し計画的に整備できるような形で、その周知の仕方も、計画性をもって進めていったらどうかというふうに検討しているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

理科備品と算数備品については、理振法、算振がまだ残っていますので、その台帳が今現在生きていると思うんですよね。そこの中での充足率がある程度決まっているんですけども、理科備品について、この補助金を使えば半額で買えるということであれば、学校で子どもたちが実験をする顕微鏡とか、天体を見る天体望遠鏡とか、結構高価なものが買えるわけなんですよね、これでね。市の財政に幾らかでも負担を乗せないで学校の備品を整備するには、せっきくの国庫補助を使つての整備を望むところですので、今後、小学校、中学校の理科担当あたりにもう少し発破をかけて、自分のところの学校の備品をもう一回見直しをして、もっと検討してくださいという形で要望してください。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（田中政司君）

答弁は。

○3番（諸井義人君）続

答弁あれば、できれば。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えいたします。

御指摘のとおりですので、過去を遡って、どの程度の希望があったのかというのを調べました。調べた上で、希望が少なかった学校から、随時計画的にこちらで声かけをしていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、25ページの3項、中学校費、1目、学校管理費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

これも、先ほど2項、小学校費の1目、学校管理費の14節、工事請負費と一緒に内容ですけども、工事期間等の今後のスケジュールに関してということです。

全く同じ、小学校と並行して行うということによろしいでしょうか。お願いします。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

小・中学校同時に工事させていただきたいと思っております。

以上です。（「はい、以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

先ほどの小学校の分で分かりましたので、取り下げます。

○議長（田中政司君）

次、諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

私も取り下げます。

○議長（田中政司君）

次、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

取り下げます。

○議長（田中政司君）

次、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

取り下げます。

○議長（田中政司君）

今度の教育振興費の諸井議員……（「もう終わりましたので、結構です」と呼ぶ者あり）
いいですね（「はい」と呼ぶ者あり）

これで歳出23ページから27ページまでの第10款、教育費についての質疑を終わります。

これで議案第52号 令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を終わります。

次に、議案第53号 令和2年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第54号 令和2年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第55号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任の承認についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

以上で今定例会に提出されました議案全ての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では6月15日も議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了したため、15日は休会にいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、6月15日は休会とすることに決定をいたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後4時47分 散会